

環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘
福祉課長	宇佐美悟	総合福祉センター 所長	佐野隆
農政課長	安井耕史	商工観光課長	羽飼和彦
都市計画課長	大野勝貴	学校教育課長	立松則明
生涯学習課長	半田安利	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	浅野克教
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

なお、本日、大原議員のほうから、所用のため欠席という届けが出ておりますので、報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） おはようございます。

3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回私は、数人の聴覚障がい者のボランティアをしている方とお話することができました。昨年、聴覚障がいを持たれた今村彩子監督の「架け橋きこえなかった3・11」のドキュメンタリー映画では、あの東日本大震災で何の情報も得ることができなかった、聞こえなかった人々の不安や恐怖が描かれていました。

聴覚障がい者の一番のハンディは、情報が入らないということです。外見は全く健常者と変わらないので、私たちもなかなか気づくことができません。聴覚障がい者にどのように身の危険を知らせるのか、また障がいを持たれた方がどうしたら安心して暮らしていけるのかは大きな課題だと思います。

そうした中、弥富市でもSOS緊急時サポートカードがつくられました。これですよね。このサポートカードは、議会でも紹介されました。これは、もし災害が起きた場合、耳の不自由な方に、今何が起きているのか、またどこに避難したらいいのかを尋ねるものになっています。

そこでお聞きしたいのですが、この緊急時サポートカード、これは何人の方に配られたのか、差し支えなければ教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） おはようございます。

御質問でございます。

まず、最初の御質問のSOS緊急時サポートカードの配付状況でございますけれども、平成25年12月5日に、市内にお住まいの聴覚障がいの方、音声・言語機能障がいの方、89名に郵送させていただいております。また、それ以降、新たに障がいになられた方につきましては、身体障害者手帳が交付されるときに、あわせて窓口にて配付させていただいております。現在では94名の方に配付させていただいております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） このカードの内容なんですけれども、どのようにこのカードをつくる時に決められたのか、どういう経過を経てつくられたのかを教えてくださいませんか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 先ほどからもお話があるような形で、聴覚障がいの方が、こういう災害時に非常に情報がとりにくかったということがございます。そういったことのないように、このようなカードを作成させていただいたということでございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私も、これができたときに、聴覚障がい者にとってとても便利なカードができたなあと思いました。私はこのSOSのカードを利用される方に、このカードを配られてどう思われているのかちょっと聞いてみたんですね。そうしたら意外なことに、私が聞いたところでは、このカードは使われていないという話でした。なぜ使われていないのかなと聞いたところ、どのようにして使ったらいいのかわからないということなんです。ということなのかと、本当に私も、どうやって使ったらいいのかわからないとはどういうことなんでしょうか。

市は、このカードをつくられて、利用される方に、このカードについて感想とか聞かれたことはありますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 配付後でございますけれども、このカードについての感想を聞いたということはありません。また、このカードの使い勝手等についての御意見をいただいたこともありません。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 聴覚障がいでも、軽い難聴の方から中途失聴者や難聴で重い方、いろんな方がお見えになるんですが、言葉を聞いた記憶がある方は、このカードの意味がイメージできるそうなんです。だけど、災害が起きた場合に一番基準として、障がいの重い人を基準に考えてつくっていかなければならないと思うわけなんです。聴覚障がい者には、ろう者、難聴者、中途失聴者が見えますが、あるボランティア活動をされている方に伺ったと

ころ、ろう者の方は、生まれたときから音を聞いたことがない。耳が聞こえないということは、音というものがどういうものかわからない。そういう状況で言葉がわかると思いますかと言われたんです。要するに、言葉がわからないから、字が読めない。それに文章も理解できない。そんな話でした。ましてや長い文章が全くわからないそうですし、このサポートカードだとか、災害時ですとハザードマップとかいろいろ横文字も出てきますが、横文字はほとんど理解できないとのことでした。

文字は、ある人は記号として認識している人もいるそうなんですけれども、絵本で犬や猫が「こんにちは」とか「おはよう」とかって書いてあるのを見ると、本当に犬とか猫がこういう言葉を出すと思っていた人もいたようです。しかし、今は訓練もされているそうなので、短い単語や文は何とかわかるそうです。

例えばここに、中を見てみますと、「避難場所はどこですか」と書いてあるんですが、聴覚障がいの方は「避難場所」という言葉は使わないそうです。この場合、「逃げる場所はどこか」と書いたほうが、よく理解できるということでした。

また、このカードですが、大きな災害を想定して、このカードをつくられたと思いますけれども、もし本当に大きな災害に遭った場合、このカードが使えるのかもとても心配してみました。恐らく皆さんがパニック状態になってしまっていて、そんな中にこれに答えてくれる人が何人いるんだろうかと、とても心配されていました。

昨年ごろから異常気象が続いていますけれども、ことしはまたエルニーニョ現象があらわれると言われています。南海トラフもとても心配ですが、台風の大型化、集中豪雨など、毎年被害が心配されます。仮に、そんなときこのカードを使うとして、この内容を見てみますと、「今何が起こっているのですか」「大きな声でゆっくり話してください」「紙に書いて教えてください」と書いてあるんですね。ここの空白があるんです。これは1回使ったら終わりですかって。ここに書いて、これを使ってしまったらもう、これはコピーして使うんですかねえ。そう言われてみると、そうかなあと私も思いました。

恐らくこのカードは、利用される方の意見が入っていないので、こういうことになると思うんですけれども、ここでお聞きしたいのですが、市のほうとして、聴覚障がいを持たれた方、それ以外の障がい者ももちろんですが、市の担当者と交えて話し合う機会という場はありますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 幾つかの御質問が今の中にあっただかと思っておりますので、順次回答させていただきますけれども、回答漏れがありましたら、また御指摘願いたいと思います。

まず、使い方がわからないということでございますけれども、1つには、どういう場合に

使うのかというところがなかなかはっきり定義されてなかったのではないかなということも感じております。それがわかっただけならば、もう少し使い方もわかるのかなあという形のことを考えております。

それで、先ほど御指摘がありました「避難場所はどこですか」というものでございます。これにつきましては、避難場所を聞いて、そこに行けるかという問題も当然発生するかと思っております。これは、一般的に使いますNTTグループが発行しています「電話お願い手帳」というのがございます。こちらの中ですと、「避難場所に案内してください」といった記載になっております。このほうが障がいの方については使いやすいものになるかなと思っております。内容等につきましては、今後、再度検討していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほど申し上げましたように、このカードというのは緊急時ということ念頭に置いております。日ごろから持ち運んでいただいて、かばん等に入れていただく邪魔にならないサイズということで、ソフトケースに入れてございます。そのため外出時には、お守りがわりと言つては何ですけれども、そういった形で肌身離さず身につけていただくことが重要なかなあと思っております。緊急時ということでございますので、日常で何回も使うといったものではないと考えております。

なお、カードを紛失等された場合につきましては、当然再発行させていただくわけでございますけれども、日常の生活におきましては、先ほどちょっと紹介いたしましたNTTの発行している、これも障がい者の方の分が用意できておりますので、こういったものを使つていただくと、非常に何回も使える、それから細かい内容まで把握しているものでございます。そういったものも使つていただくのがよろしいのかなあと思っております。

それから、話し合う機会とはということでございますけど、聴覚障がい者の方や、視覚障がい者の方も含めてでございますけれども、市の担当者を交えて話し合う機会はございます。福祉課では毎年、市長と障がい者の父母の会の方との意見交換を行つております。また、3年ごとに策定する弥富市障がい者計画の策定期間に合わせまして、障がい者団体の方に市の障がい福祉施策について要望をお聞きする機会を設けております。今年度は策定の年度に当たつておりますので、現在実施しておりますアンケート結果をもとに、関係団体の方にも御意見を伺いたいと考えております。いろんな御意見をお伺ひして、このカード自体も使いやすいものにしていきたいなあと思っております。

また、策定段階でございますけれども、障がい者の方の参加ということはなくついておりますけれども、障がい福祉サービスのプランを作成する相談支援員という方がございます。そういう方には見ていただいて、御意見をいただいて、今回のものを作成したといった経緯になっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私が聞いたところ、このカードは、せっかくつくっても利用されていないということだったので、私はいろいろお話を伺って、このカードは利用される方の意見が全く入っていない、要するに耳の聞こえる人だけでつくってしまったという、そんなことで、聞こえない人の希望とか要望とかいうものが全く無視されている状態で作られていると思います。それにまた、その結果、つくりっ放しという、つくって渡せばいいという、市のほうの自己満足的なものになってしまっているんじゃないかなというふうに思うわけです。使う人の意見や要望を聞いてつくっていかないと、せっかくつくっても意味のないものになってしまうのではないのでしょうか。ぜひ障がい者の人の意見をしっかり取り込んでいただいて、何が必要なかを聞いていただければと思います。

それから、もう1つなんですけれども、先ほども言いましたように、聴覚障がい者というのは、とにかく情報が入らないということです。弥富市では、今、2つの福祉センターがあるんですけれども、この2つの福祉センターに、危険を知らせる赤いランプとか、そういうものを設置していただきたいなあと思います。

昨年、私、ある会社にちょっと見学に行ったときに、そこには健常者と重度の障がい者もいたんですけれども、そこは健常者と障がい者が力を合わせて働く会社でした。その会社には、障がい者に優しい職場づくりがされていました。そして、やはり天井には赤ランプがついていて、異常のとき、何かがあったときには、ランプが点灯すると異常を知らせるということになっていますという説明でしたけれども、設置場所は非常口に近いところに設置してあったかと思います。今やバリアフリーは当たり前ですけれども、その上で福祉センターだからこそ、障がい者にも優しい心遣いが必要ではないかと思います。

今回、聴覚障がい者について質問しましたがけれども、いろんな障がいを持たれた方がいろいろ見えると思います。どのように情報を伝えるのか、また対処するのか、市としては何かお考えはございますか。

また、聴覚障がいに限らずですけれども、障がい者に対して市の防災的な考えはお持ちでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、ランプの設置の関係のところからお答えしたいと思います。

この場所についてですけど、弥富市では昨年12月に、市内の公共施設に、聴覚障がいの方等に対しまして、災害時の避難誘導するための避難誘導用サイン表示板というものを、議員、御承知かもわかりませんが、こういったようなものですね、これを各施設に置いてあります。市役所の中でも各課には1つずつ用意してあって、何かのときには、これを持って誘導

するといったようなことを考えて行っております。誘導用のサイン表示板の設置というのは有効かと思えますけれども、停電等の関係もあるかと思えます。そういったことも考えまして、現段階では今のような形でとらせていただきたいなあと思っております。

また、万が一の場合につきましては、当然、施設職員が誘導いたします。これはまだ一つの案ですけど、例えば施設職員に、こういった「ついてきてください」といったようなものをして誘導するといったようなことも方法としてはあるのかなあというようなことは考えております。

それから、今後のその他の障がいの方についての防災上の対策でございますけれども、現段階では具体的なものはできてないのが現状でございます。これからどのような形で、その他の障がいの方、ほかの障がいの方について対応していくかということを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 命を守るのに格差があってはならないという、これは今村監督の言葉でもありましたけれども、誰もが安心して暮らせる弥富を願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、弥富市総合計画後期基本計画に沿って質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、道路交通網の充実について質問したいと思います。

現在、弥富市内を走る道路網としては、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、国道1号、23号、西尾張中央道等、周辺都市への道路網としては、一部課題は残っているものの、利便性からもよく整備されていると思っております。県道、それから幹線道路、市道においては、計画どおりの整備がなされている箇所と整備のおくれが目立つ箇所があり、今後の課題となっております。

その中で、今後の道路整備の方針として、都市計画道路、市道等の道路整備事業はどのような目的のもとで整備が進められているのか、説明願います。

また、特に市民の安全性の向上を図るためにどのような道路整備が進められているのか、説明願います。

そして、市の経済的発展の可能性においては、産業基盤である道路は必要不可欠のものですありますが、人口が減少局面に入り、高齢化が進んだ現在では、持続可能なまち、地域像にも取り組んでいく必要があります、その両者を踏まえた整備が必要だと思います。後期基本計画にある災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全と創造、歩行ネットワークの形



成等に配慮した安全で潤いのある道路づくりを進めていくためには、どのように整備計画を進めていかれるのか、この3点について説明願います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、道路整備事業の目的につきまして、3点の御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

最初に1点目でございますが、どのような目的で整備が進められているかという御質問でございます。

道路整備事業の目的といたしましては、弥富市総合計画の中にも記述してありますように、弥富市ではこれまで、国・県と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてまいりましたが、交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網、道路環境の整備が求められていることから、広域交流基盤の強化のため、伊勢湾自動車道へのアクセスの一層の向上、南北方向への道路網の充実、市街地の拠点機能の強化を見据えた道路網の整備のほか、安全・環境・景観に配慮した人に優しい道づくりが課題となっていることから、これらの課題を解決するために道路整備事業を計画的に進めているところでございます。

続きまして2点目でございますが、安全性の向上を図るために、具体的にどのような道路整備が行われているかの質問でございますが、県が整備しております幹線道路や市が整備する中央幹線及び都市計画道路におきましては、歩行者・自転車などの安全対策といたしまして歩道設置を進めることによりまして、安全性の向上を図っております。

続きまして3点目の御質問でございますが、道路整備に当たって、災害時への対応とかバリアフリー化、抽象的でわかりづらいので、どのような整備がなされているかという御質問でございますが、具体的な道路整備につきましては、災害時に対しまして物資の輸送や緊急車両の通行の確保を図るために、県で定めております緊急輸送道路から各防災拠点を結ぶ路線といたしましての整備、高齢者や子供など、弱者が安心して安全に通行できるような段差を解消した歩道整備、都市部におけます良好な公共空間の形成、沿道における良好な生活環境や景観を確保するための植樹帯を設置しており、歩行ネットワークの構築を図っていくことによりまして、安全で潤いのある道づくりを進めていることとでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 災害時の対応の中に、もう1点私はお願いしたいのは、先ほどの対応で私は十分だと思うんですけども、高速道路については一時避難場所という感じのところ、公には認められないかもしれませんが、そういうことも考慮していただきたいなあと思っておりますし、先ほど話がありましたように、歩行ネットワークについても、これ

から先、人口減の社会ですので、ある程度、高齢者のために安心・安全なまちづくりという観点からも、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続き、次に弥富市道路整備事業の進展について質問したいと思ひます。

先日、市長の出前講座で配付されました資料、弥富市事業概要について質問したいと思ひます。

その資料に載っている7路線のうちの名古屋第3環状線と中央幹線についてお聞きしたいと思ひます。

この2路線は、市内の南北を結んでいる大変重要な路線です。この2路線における事業中区間の整備状況と今後の整備計画についてお伺ひします。

そして、また未着手区間がありますけれども、今後の整備計画についても、説明できる範囲で結構ですので、説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市の道路整備事業の進捗ということと、それから今の計画がどのようになっているかということでございますが、最初に名古屋第3環状線の道路整備計画の進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。

現在、伊勢湾岸自動車道から境町までの1.1キロメートルの区間につきましては、平成23年度に供用を開始しております。また、境町から間崎までの約2.7キロメートルの区間につきましては事業中区間でございまして、境町の一部及び稲荷崎地内の用地買収を継続的に進めているところでございます。県といたしましては、国道23号までの道路整備を平成32年度までに完了する予定という運びになっております。平成25年度末の進捗率でございますが、事業ベースで約32%となっております。

続きまして、中央幹線の道路整備の計画と進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。

中央幹線道路は、日の出橋から伊勢湾岸自動車道までの道路整備事業を行っておりまして、延長7キロメートルのうち約4.3キロメートルにつきましては平成25年度までに供用を開始しております。現在では、南部地区となる鍋田地内におきまして道路整備事業を進めているところでございます。進捗状況につきましては、整備延長で約66%となっております。

なお、今後も引き続き県等に要望していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） この両幹線道路ですけれども、南部地区においては大変重要な路線になっておりますので、一刻も早い完成をお願いしたいのであります。特に南部地区、高齢者がふえております。そして、公共交通も微妙な段階ですので、この幹線道路、まだ高齢者

が運転できる範囲について、安全な道路をぜひとも早い段階で完成させていただきたいと思  
いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、担い手の農地利用集積についてお伺いします。

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。農業者の高齢化や次の世代の後継  
者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる環境は危機的  
状況にあると言えます。

こうした中にあっても、これらの課題を克服し、競争力のある農業、魅力のある農業をつ  
くり、農業の成長産業化を実現するためには、意欲のある農業者、担い手が必要になってき  
ます。弥富市においても、全国と同様に農業従事者の高齢化が進み、農業からリタイアする  
人がふえ、農業者の減少となるおそれがあります。農地を維持できる担い手の確保、後継者  
の不足の解消が重要な課題となっております。弥富市として、意欲のある多様な担い手の育  
成、確保のためにとっている対策は何か、御説明ください。

次に、弥富市において、毎年の農地利用権の設定等の積み重ねにより、担い手の一つであ  
るオペレーターに農地が集積され、オペレーターの経営体の耕作面積が増加傾向にあるよう  
に見えるのですが、弥富市の現状を踏まえての農地利用集積の必要性についてどう考えてみ  
えるのか、説明ください。

また、現段階で農地利用集積による効果は、市としてどう評価されてみえるのか、説明く  
ださい。

以上3点について、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、担い手への農地利用集積につきまして、3点の御質問  
に対しまして答弁をさせていただきます。

1点目でございますが、担い手の確保と育成のために、どのような対策をとってみえるの  
かという御質問でございますが、担い手の確保と育成につきましては、経営指導の強化を初  
め、農地の利用集積や農作業受委託の促進等によりまして、意欲と能力のある認定農業者及  
び集落営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進しておるところございま  
す。

続きまして2点目でございますが、担い手への農地利用集積が進められているが、なぜそ  
れが必要になってきたかという御質問だったと思いますが、担い手への農地の集積についま  
しては、農家の兼業化や高齢化、後継者不足によりまして、自分で耕作をされる方が減って  
きております。貸し手がふえてきていることも要因となっておりますが、集積を行い、農地  
を面的にまとめることによりまして、大型のトラクターなどの機械を利用することができる

ようになってきております。

なお、担い手の集積につきましては、毎年ふえてきておるのが現状でございます。

3点目につきまして、農地利用集積による今の段階での効果は出てきているのかという御質問だったと思いますが、農作業の高能率化やコストダウンが図られているというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） オペレーターにある程度農地が集約されているんですけれども、私も見せていただいている、オペレーターの方がこれ以上農地を引き受ける可能性について、非常に現段階で難しい状態になりつつあるのではないかと心配するんですけれども、その辺も考慮していただいて、オペレーター以外の担い手もこれからある程度考えていただきたいなと思うんですけれども、その辺についても考慮していただくように要望としておきます。

最後に、農地中間管理機構についてお伺いしたいと思います。

平成25年12月に創設された農地中間管理機構についてお伺いします。

この農地中間管理機構とはどのようなものか、概略を説明ください。

また、どのような目的のもとに創設されたのか、御説明ください。

そして、農業者の高齢化等の現在の農業をめぐる深刻な環境を考えると大変重要な機構だと思うのですが、今後、弥富市としてどう対処されていかれるのか、また市はどのような役割を担うのか、御説明ください。

そして、この機構について1点だけ質問させていただきます。

この機構に例えば土地を預ける際、その農地に制限があるのか、その辺についてもわかる範囲でお答えください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、農地管理機構についての目的等につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律が平成25年12月5日に成立をし、同年の12月13日に交付され、平成26年3月1日に施行をされました。それに伴いまして、本年4月1日付で愛知県では、公益財団法人愛知県農業振興基金が農地中間管理事業の引受先として、愛知県農地中間管理機構が設立されました。これにつきましては、10年後の日本の農業が目指す姿、利用する農地面積が10年後には全農地の8割を目指すということで設立をされております。

中間管理事業の目的といたしましては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化を進め、農用地の利用の効率化と高度化の促進を図ることによりまして、農業の生産性の向上に資することを目的としております。その事業を実施するのが農地中間管理

機構でございます。

続きまして、市はこの農地中間管理機構にどのように対応されるかとの質問でございますが、今後、この事業の推進に当たりましては、愛知県農地中間管理機構より各市町村や農協に対して業務の委託が行われると聞いております。市といたしましては、JAあいち海部や弥富市農業委員会と協力して、農地中間管理事業の遂行に当たってまいり所存でございます。

続きまして、機構が借りる農地の基準とか、農地の借り受けの解除等に際しての考え方だと思いますが、農地中間管理機構が借り受ける農地につきましては、今のところ農地として利用するのが著しく困難な農地や貸し付けの見込みがない農地につきましては、借り受けることはないというふうに聞いております。また、やむを得なく途中で解約されることにつきましては可能のようでございますが、機構の集積協力金の支援を受けられていると、返還が生じるということも聞いておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 農地中間管理機構、これは前回の議会において三浦議員も質問されましたけれども、実際、これから先、オペレーターだけでは担い手が不足するということに、ある程度窓口として重要な役目を果たすと思っております。ぜひとも市としても取り組んでいただきたいなあと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、最後にもう1点質問させていただきます。

後期基本計画の責任者としての考えについて、市長に御答弁をお願いします。

きらめく弥富づくりが着々と前進し、第1次弥富市総合計画後期基本計画をもって弥富市が次なるステップを踏み出すに当たり気になるのが、市長の任期が1年を切っていることです。服部市長においては、弥富市発展の指針、後期基本計画においても、今までどおり最後まで責任者として遂行していただき、第1次弥富市総合計画を完結し、弥富市のさらなる発展に御尽力いただきたい思いであります。

あえて伺います。弥富市発展の責任者としての服部市長の決意をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成21年からスタートいたしました第1次弥富市総合計画前期計画を終えたところでございます。その成果と反省を踏まえ、このたび平成26年度から平成30年度の5カ年を計画期間といたします後期基本計画を策定いたしました。

主な項目は、最優先課題として、市民の皆様の安心・安全につながる防災・減災対策事業を進め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。農村農業整備事業、都市基盤整備事業を進めることにつながっていくと思っております。

2つ目は、ますます高まる少子・高齢化社会にしっかりと向き合い、子育て支援、市民の

皆様の健康づくりに力を注ぐとともに、介護・医療の充実は喫緊の課題であります。このような少子・高齢化にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

3つ目は、次の時代を担う子供たち、児童・生徒の教育環境の整備を進め、体力・学力の向上に努力いたします。

このような事業を進めるため、さらなる行財政改革と税収の確保を基本とし、財政健全化のもとに、みずからの気力・体力を充実させ、市民の皆様と一体となって協働の精神でまちづくりを進めてまいります。

御質問の来年年明けに実施される弥富市長選挙につきましては、出馬させていただく決意でございます。市政発展のため、後期基本計画の実行に全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 最後に出馬表明をいただきました。ぜひとも今後とも、弥富市総合計画後期基本計画に沿っていただきまして、頑張ってくださいと思います。

これにて私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を10時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問します。

質問をする前に、将来の構想の夢を見、それを実現するためには、さまざまな問題や課題を克服しなければならず、将来の技術革新を把握せずに業者の提案を受け入れてしまった過去の近隣自治体の失敗例を御紹介します。

蟹江町は1998年に、行政情報をコンピューター処理する電算化を断念したのはシステム開発を請け負ったNECと関連会社の責任だとして、2社に計約2億3,500万円の損害賠償を求めた訴訟をいたしました。その後、2004年1月28日に蟹江町が敗訴し、逆にNEC側に505万円を支払うよう命じられてしまいました。この当時の行政情報システムは、仕様・運用方法などがまだ確定していない基本システムであり、プロトコルは今主流のTCP/IPではなく、ネットウェアを利用しておりました。この基本システムは、統合行政情報システムへと構築して運用していくためには、プログラム開発のツールの提供を受け、蟹江町職員が運用に合わせて数々のカスタマイズを開発しなければならず、さらにそのシステムの実証

と検証もしていかねばならなかったようです。

この失敗は、蟹江町幹部が、町の職員のスキルも考えず、業者の提案のまま、まだ構想中で仕様が固まっていないインターネットを使った夢の統合行政情報システムの導入を試みてしまったからです。その後、プロトコルがTCP/IP上でブラウジングできるブラウザソフトが無償で提供されたおかげでインターネットが普及し、さらに今ではPDFなどの電子文章のためのフォーマットが標準化されております。

さて、平成18年の合併以来、本市はコンサルタントの指示のもと、本市が目指す将来像と、その実現に向けた政策目標や施策項目、施策の大綱、重点構想などを示した基本構想をまとめ上げ、その基本構想に基づき、今後推進する主要施策や主要事業を具体的にした前期基本計画を策定し、その期間である平成21年度から平成25年度の前期5年間で既にたちました。しかしながら、成果指標により計画の点検・評価と、その公表をいたしておりますが、将来時代の潮流、社会変化の理由で、この計画が実現しなくても誰が責任をとるのかはっきりしておりませんし、結局現実には、現状どおり継続や見直しの方向で検討といった評価が多くなり、意思決定を先送りしようとする傾向に陥るのではないかと懸念しております。

したがって、責任の所在を明確にし、業績主義、成果主義、顧客主義、市場主義などの民間企業の経営理念の手法を取り入れた実行組織と、そのプロセスの問題を改善へと導き、本市の都市計画の基本構想が少しでも実現に向かうようにと思い、質問をいたします。

第1次弥富市総合計画における弥富駅周辺整備について。

今回の第1次弥富市総合計画である基本構想、前期基本計画・後期基本計画を策定するに当たって、いつごろから都市計画業務委託を始め、今までに幾らかかりましたか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、今回、総合計画前期・後期作成に当たって、いつごろから都市計画業務委託を始め、今までに幾らかかりましたかという御質問でございますが、平成19年度より駅前再開発プロジェクトが立ち上がりました。その会議で出されました整備方針をもとに、平成22年度、平成23年度には弥富駅周辺整備基本構想を策定いたしまして、平成24年度には弥富駅周辺の基本計画を策定いたしました。業務の委託費の累計といたしまして、2,199万7,500円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 私が取り寄せた資料には21年度しかわからないんですが、平成21年度、都市計画業務委託料682万5,000円歳出、平成22年度、都市計画業務委託料1,585万5,000円歳出、平成22年度、都市計画業務委託料繰越明許分720万3,000円、平成24年度、都市計画業務委託料558万6,000円、平成24年度、主要施策成果報告書より、都市計画の立案や都市計画施策の検討に活用するために調査業務を行った費用として、都市計画基盤調査費用278万2,500

円、平成25年度予算には都市計画業務委託料2,140万を計上、平成26年度予算には都市計画業務委託料70万を計上。私の21年度からの計算だと6,000万ぐらいになるんですが、恐らく前期計画に、22年度に前期計画をされて1,585万5,000円、相当の額を歳出されたと思うんですが、ことしになって後期基本計画で2,140万を計上されていると調べたら出てくるんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほど答弁させていただきましたのは、22年、23年度につきましての弥富駅周辺の委託業務の金額でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 私の質問は、今回の第1次弥富市総合基本計画での、弥富駅じゃなくて、全部のことを言っていたもんですから。

今回の第1次弥富市総合計画での基本構想、前期計画・後期計画を策定するに当たって、いつごろから都市計画業務委託を始めと言っていますので、これを質問しているから、平成21年度に682万5,000円、平成22年度、都市計画業務委託料1,585万5,000円、平成22年度、都市計画業務委託料繰越明許分720万3,000円、平成24年度、都市計画業務委託料558万6,000円、都市計画基盤調査事業278万2,500円、平成25年度予算には都市計画業務委託料2,140万を計上、平成26年度予算には都市計画業務委託料70万を計上、累計総額の合計6,035万1,500円。19年はわからないもんですから、そのぐらいかかったということで計算させていただきました。

次に、基本計画に基づいた計画期間3年間の実施計画には、具体的に実施する事業の内容に優先順位が存在し、本市の特性や時代の潮流、市民ニーズの動向によりローリング方式により毎年度見直しを行うことができ、実施計画が実現しなくても責任をとらなくてもよい計画の策定に、およそ私が計算すると6,035万1,500円をかけて、どのような費用対効果があるのか説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほどの答弁の金額、委託料の関係でございますが、まず総合計画を含んでなかったことにつきましては申しわけなく思っております。私が先ほど説明させていただきましたように、弥富駅周辺に関する業務委託ということで御理解いただきたいと思います。

費用対効果のことでございますが、これにつきましても弥富駅周辺の計画についての答弁という形になるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

鉄道によりまして南北に分断されました地区が、自由通路整備に伴い、JR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の道路の強化やバリアフリー化など利便性の高い都市活動の核となりますよう、



またこれによりまして人や自転車、車の流れが変わり、安全性の向上と商業機能の再生が期待されておりました。駅中心部に活力やにぎわいが戻るよう望んでいるところでございまして、経済効果につきましては、こういったものを含めて経済効果が当然あるというふうに整備をさせていただき予定でございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それでは、弥富市総合計画に従って、平成23年度に弥富駅周辺基本計画策定のために業務委託料735万円を歳出しております。どのような手法で業務依頼されましたか、具体的に説明ください。今の答えですよね。

また結果、どのような問題、課題が明確になりましたかも説明ください。

次に、さらに平成24年度予算概要説明書には、弥富駅周辺基本計画策定費用として900万円の予算を計上しているが、決算事項別明細書では実際には歳出されていません。実際に策定されましたか。策定されているのであれば内容を、策定しなかったのであれば理由を説明してください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 最初に、弥富市総合計画に従って、平成23年度に弥富駅周辺の基本計画策定のために業務委託料735万円を歳出させていただいております。またその結果、どのような問題、課題が明確になったかという御質問だったと思っておりますが、平成23年度、弥富駅周辺の整備基本構想補完業務ということで、発注仕様は次のとおりで報告をさせていただきます。

作業の目的といたしましては、本業務は平成22年度に実施されました弥富駅周辺整備基本構想の結果を踏まえまして、周辺道路の整備、供用進捗に伴う交通状況の変化や、市において予定する事業推進等を勘案しながら実現化の検討を行い、次年度以降の段階的な整備スケジュール並びに整備範囲等についての方向性を具現化することを目的に委託をしております。

作業の内容といたしましては6項目ほどございまして、1つ目に計画の準備、2つ目には実態調査の企画と実施でございます。この内容といたしましては、弥富駅周辺の交通状況の把握のための調査といたしまして、駅周辺交差点における交通手段別の交通量調査を行いました。これは7カ所、12時間行っております。また、ナンバープレート調査ということで4カ所、朝夕のピーク時に計4時間行っております。

次に、K&Rということで、これは駅まで自動車を送迎されまして乗り継ぐ方式をとっております。この利用者の実数調査を行いまして、これは2カ所、朝夕のピーク時で計4時間行いました。

次に、交通実態調査結果の取りまとめも行っております。

それから、3番目といたしまして、現況の交通実態を踏まえまして駅前広場整備の実現化

検討を行っております。これは中央駅前広場のことでございます。

4番目として、関係機関との協議を行っております。

5番目といたしましては、プロジェクト会議の参画を行っております。

6番目といたしましては、打ち合わせの協議を行ってまいりました。

それに伴いまして成果品ということで、弥富駅周辺整備の基本構想の補完業務報告書をいただいております。

次に、交通量調査の結果報告書もいただき、その他監督員が必要と認めた資料を提出していただいております。

次に、どのような問題、課題が明確になったかということでございますが、本業務の交通実態調査におきまして、弥富駅北側や近鉄弥富駅北側に十分な交通結節点が——これは駅前広場がございますが、これのこととございまして——ないことや、駅中央地区に民間駐車場、駐輪場、バスのバース、タクシーバースや横断歩道の機能が集中していることによりまして生じる踏切及び道路交差点の車の渋滞状況や、人、自転車、車の錯綜状況、錯綜といえますのは入りまじって混乱することとございますが、この状況が明確となったことによります問題、課題が生じたわけとございます。

以上が24年度についての御報告とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） たしかJR弥富駅の橋上駅舎化の当初の計画を中断するとしておりますが、どのようなプロセスを経て中断になったのか、また今後どのようにされるのか、具体的に説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁の前に、先ほど24年度と申し上げましたが、23年度に訂正させていただきます。失礼しました。

JR弥富駅の橋上駅舎化等の計画を中断することにおきましては、どのようなプロセスによって中断されたかという御質問だったと思っておりますが、JR・名鉄弥富駅周辺整備につきましては、平成32年度までにJR・名鉄弥富駅がバリアフリー化の整備をする対象駅となっております。これを受けまして、鉄道事業者と駅のバリアフリー化（橋上駅舎化・自由通路）を進めることで継続的に協議を行ってまいりました。しかし、駅整備計画の凍結につきましては、さきの議会でも答弁させていただきましたが、平成25年の12月に見直されました長期財政計画の見通しにおいても、第1次総合計画に位置づけられた重要事業である新庁舎建設事業や白鳥保育所建設事業などの事業を初め投資的な経費が増加し、平成26年度からは財源不足が増加し、平成35年度には約9億4,000万円になると見込まれております。こうした財政見通しの中で、大型プロジェクトとなるJR・名鉄弥富駅の整備事業を実施することとい

たしました場合、さらに財源不足が増加することになることから、第1次総合計画の平成26年度からの後期計画の見直しに合わせまして、事業の凍結をせざるを得ないと判断したものでございます。

また、今後、どのようにするかという御質問でございますが、JR・名鉄弥富駅は、鉄道事業者によります地域支援のもと、平成32年度までに鉄道駅のバリアフリー化を実現する対象駅となっておりますので、そこで将来の橋上駅舎化整備を見据えまして、鉄道事業者の行うバリアフリー化整備が手戻りにならないように整備手法の検討をするために、鉄道事業者により自由通路に関する基本調査業務を委託していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それでは、違う方向で質問させていただきます。

JR蟹江駅の歩道橋を含めたJR蟹江駅駅前開発は、どのような目的で、いつごろ計画され、実行されてきましたか説明していただき、それと比較して、なぜ弥富市総合前期計画で作成された、経費もかけてつくった弥富駅周辺整備計画を数年たっただけで見直ししてしまったのか、説明ください。

○議長（佐藤高君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） JRの蟹江駅の周辺の開発におきましては、鉄道により分断されました駅舎のない北側の地区の基盤整備を目的として、平成9年度にJR蟹江駅北の蟹江今駅北特定土地区画整理事業の基本計画が策定され、平成10年度よりJRと本格的な協議に入り、平成13年度には土地区画整理事業が認可されまして、現在は基盤整備が完了し、本年度、換地処分を予定しているというふうに聞いております。

続きまして、鉄道を横断しております歩道橋についてでございますが、鉄道により南北に分断されています地区を結ぶ都市計画道路の暫定整備及び駐輪場利用の連絡確保のために、町道の既存踏切を閉鎖することにより、平成4年度に幅員2メートルほどの人道橋が整備されております。さらに、平成24年度には、自由通路の新設及び橋上駅舎化に関する基本計画調査業務をJRに委託され、平成25年度にはJR蟹江駅自由通路・橋上駅概略設計業務をJRに委託されている状況でございます。

弥富市はどのようにして基本計画を見直したかという御質問でございますが、さきに申し上げましたとおり、中期財政計画の長期財政見通しによるものでございますので、御理解と御協力をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 基本的に、基本計画というのは平成18年度から始まっていると思うんですが、その以前に、もう既に合併算定がえが10年後には減ってくることもわかっておられ

ることだし、全てわかった上で基本計画をつくったのではないのかなあと思うんですが、どうでしょうか。

今ごろ中期財政計画と言って、財政が厳しいということじゃなくて、平成18年度以前からわかっていたことじゃないでしょうか。それなのにこういう計画を立てるということは、どういうことを意味するのでしょうか。ちょっと説明してください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 当初の計画におきまして、今の財政計画的なものですね、これに対しましての計画というのはございませんでしたが、最近、最近と言ったら申しわけないですが、こういった事業が進む中において、早期に事業を進めなければならないという事業もございまして、今回、こういった形で凍結をさせていただいたということで御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 弥富市総合計画における弥富駅周辺整備計画がどのように弥富市の発展につながり、どのような経済効果を生むはずだったのか具体的に説明してくださいとしておりますが、蟹江町はそれも考えてやっていると思うんですが、弥富市は考えなかったんでしょうか。要は、蟹江は何十年もかけて基本計画を考えて、例えば10年や20年考えて実行に移していったのに、わざわざ基本計画に6,000万もかけて、弥富駅に追加に1,000万ほどかけて、それでやめるということはどういうことなんでしょうか。私、学校で勉強するときに、参考書を買ったら勉強した気分になったりしたり、計画を立てて勉強した気分になったこともあるんですが、それと同じなんでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市におきまして、この計画は今現在は凍結という形になっておりますが、今後も継続して事業者のほうと協議を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） じゃあ、諦めたわけじゃないんですね。

当然、都市計画業務委託には、行政改革大綱の策定、行政評価システム、市民へのパブリックコメントの方法も含んでいますよね。そして、別の人事評価システムも同コンサルタントですよね。民間手法を行政改革に取り入れる上で、いろいろと問題点があるのを御存じでしたか。

1つ目は、行政評価についても、活用方法次第で手法の計画や運用方法は異なってきます。手法の活用方法についての庁内合意形成や体制整備がないまま形式的な導入を急ぐと、運用段階でさまざまな問題が発生し、導入効果がなかなか出せないようです。

2つ目は、行政評価のような経営改革の仕組みを導入するプロジェクトであるのに、通常の事業を実施するのと同じような扱いがされ、そのため導入する期間二、三年が済めば事業としては完了扱いになると、フォローするための予算や人員配置がほとんどなくなるため、運用上の問題が発生しても対応が十分できず、導入半ばで頓挫するようです。

3つ目は、自治体には民間企業のように改革・改善の実績、ノウハウがほとんど蓄積されていないようで、職員への浸透に予想以上の時間と労力がかかります。また、そのような環境で導入するため、運用に適した状態に改良や工夫を加えていくには、さらに二、三年程度は必要ですが、導入後に定着状況を検証する機会がないため、問題を抱えてもそのまま放置されていくようです。

4つ目は、行政職員は前例踏襲の考え方が強く、過去から実施してきた事業を継続することが当たり前のように考えてしまい、組織全体でなかなか成果に基づく評価・改善が行われず、各施策の品質の管理業務を円滑に進めるため、計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善するはずが、実質的には計画、実行の繰り返しになるか、それとも計画と評価の繰り返しになるか、保留し続けて忘れ去られるのを待つようです。

5つ目は、行政は、市民、議会など、多種多様な利害関係者が存在し、公共性や公平性といった点にも配慮した経営が求められるため、1つの物事を決めるにも検討時間がかかります。また、企業のように収益の確保が直接組織の存亡につながるわけではないため、本来なら早期解決すべきことや方向性の判断を早く打ち出す必要があることでも先送りにされることが多いことです。

ひょっとして、これらの問題点を把握せず、形式的に都市計画業務の委託を急いだため、都市計画業務委託の目的や運営方法を市職員が理解せずに、コンサルタントの指示どおりに体制づくりをされてしまったのではないですか。

これは一応、行政の問題ですんで、別に批判したわけじゃなくて、こういうことがあるということを理解して、これから進めていってもらいたいなと思っているんです。よろしいですかね。

そこで、弥富駅周辺整備計画について、私のほうから少し提案があります。

今では定期券と預かり金が利用できる全国の交通系ICカードがあるのを御存じでしょうか。平成25年3月23日から、このICカードの相互利用サービスが開始されております。すなわち名古屋市交通局と名古屋鉄道のマナカ、東海旅客鉄道株式会社のトイカ、近畿日本鉄道のイコカのICカード相互利用が既に可能になっております。要は定期が、今、ICカードになっていまして、近鉄もみんな同じような形になっています。したがって、名鉄駅のホームの東右端より東に自動改札機の北口と、跨線橋の南東口に自動改札機を設ければ、弥生学区の皆様が通勤・通学に、今のJR駅の跨線橋を利用することができます。将来、この跨

線橋にエレベーターを設置していただければよろしいかと思ます。

J R 駅の橋上駅化については、市側が行政の利害と行動に直接・間接的に利害関係者 ―― この場合は名鉄、名鉄不動産、J A 海部などがありますが ―― を調整するためにも、将来、弥富市 J R ・名鉄駅利用者が日5,000人以上になるように、さらに弥富駅周辺の資産価値が上昇へと導かれる計画へ練り直したほうがよろしいかと思ます。

次に、少子・高齢社会、人口減少などの社会問題が顕在化し、将来さらに加速する中、行政だけが厳しくなるのではなく、自立している市民の生活のほうがそれ以上厳しくなり、自治会活動もかなり支障を来すことになるはずです。顧客主義に基づく市民の意見を反映させたまちづくりをする前に、悪く言うと市民への責任転嫁となる市民と協働のまちづくりをする前に、近隣他市町村との協働を進めること、すなわち人材・設備の共用を初め行政の業務の効率を上げるべきと思、行政改革と情報化について質問いたします。

自治体の将来像である電子自治体とはどのようなものか、説明ください。

○議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝君） 自治体の将来像である電子自治体とはどのようなものかという御質問でございますが、電子自治体は、コンピューターやネットワークなどの情報通信技術、いわゆる I C T を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業が自治体に対して行う事務手続等の負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするものです。

具体的には、自治体が行政情報をインターネットで提供したり、住民や企業などが自治体に対して行う事務手続を電子化するといったことです。各自自治体がホームページで市の概要や各種プロジェクト、イベントのお知らせなどを公表していることや、住民等が住民票の写しや納税証明書等の交付請求、健康手帳の交付申請などを自宅のパソコンからインターネットを通じて電子申請・届出システムで行うこと、さらには電子調達共同システムによる電子入札もその一つでございます。

電子自治体の最大のメリットは、住民等が役所に直接出向くことなく、窓口の時間にとらわれることなく、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて申請や届け出を行うことができ、またいつでもその自治体の情報を入手できるということです。

一方で、インターネットによる行政手続においては、他人の成り済ましや文書の改ざんなどを防止する仕組みが不可欠となりますが、住基ネットの個人認証サービスがその役割を果たし、これが電子自治体の構築を支える基盤となります。

本市におきましても、既に一部の行政手続は電子申請・届出システムによって行うことができますし、電子調達共同システムによる電子入札の実施やホームページでの情報発信を行っておりますが、今後も県と県内市町村が共同で電子自治体実現に必要なシステムを経

費や人的な面で効率よく構築し、市民の皆さんの利便性を向上するべく、できるだけ多くの情報提供や行政手続をインターネットを通じて行えるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 電子行政にかかわる政府の新たな戦略として、平成25年6月14日に世界最先端IT国家創造宣言が閣議決定されました。創造宣言においては、公共サービスがワンストップで、誰でも、どこでも、いつでも受けられるように、国民・利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革の貢献がその柱の一つとされ、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティーに強い行政基盤の構築と徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現することが掲げられております。

行政の効率化や経費の削減が期待され、地方公共団体における多様な住民ニーズへの対応が可能になる電子自治体に取り組むには、さまざまな異なった手法、特徴を有する近隣市町村の現各自自治体システムを自治体クラウドシステムへと移管し、供用を開始しなければなりません。近隣市町村を調整し、新自治体クラウドシステムへと参入させ、自治体グループとして運用体制を図るには、現状の新自治体クラウドシステムの仕様の違いを把握し、円滑に導入する必要があります。また、新たなクラウドシステムの導入効果を十分発揮できるよう、各自自治体の情報政策部門は役割を見直すとともに、統括・再編する必要があります。これに加えて、社会全体のICTの活用を——これはビックデータとも言われるんですが——見据えた人材育成、確保も必要だと思います。

では、本市の情報政策の体制はどのような状態か、検証も踏まえた質問をいたします。

市の職員が市の広報活動に重要なホームページを作成及び更新を行っているとしているが、市内各部署の公開文書をどのように集約し、どの部署がデータの校正を行い、どのようにアップロードをしているのか。この業務に1カ月何人が従事し、何時間を労しているものか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず最初に、各部署からホームページへ掲載する文章につきましては、各部署で決裁をとっていただきまして、その電子データ、これはワード形式、エクセル形式、PDF形式、これらの形式で提出してもらいます。時期は随時でございます。

なお、ワード・エクセル形式で提出されたのをPDFに変換する作業は、秘書企画課の広報広聴グループの担当者が行っております。

次に、データの校正につきましては、さきに提出していただいた時点において内容は確認済みであるとして、ホームページに掲載できるようホームページ作成ソフトを使用いたしまして作成いたします。作成後、アップロードする前に担当者に確認をしてもらっております。

確認後、秘書企画課の広報広聴グループの担当者が公開用にアップロードしております。

以上、述べました一連の業務として、ホームページ作成ソフトを使用できる、これは秘書企画課の担当者が2人で、1カ月約25時間から30時間ほどでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） そうすれば、要はホームページにPDFのデータ、文章なんかはリンクして編集をされているということですね、内部で。わかりました。

あと、今は文章じゃなくて、音声だとか、映像だとか、リンクできるんですけど、それもそのソフトでできますよね。できるはずですよ。

市ホームページ委託料20万円、市ホームページコンテンツ管理導入委託料1,300万円、ホームページコンテンツ管理システム使用料60万円は、どのような目的で仕分けし、どのような仕様で依頼したのか、説明ください。

また、新たに1,320万円もかけてホームページをリニューアルする必要があったのか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、ホームページの委託料の20万円につきましては、今現在、現行のホームページにおきまして、市の職員では変更できない場合の委託料でございます。緊急で対応しなければならない以外は、利用することはございません。

次に、ホームページコンテンツ管理システム導入委託料につきましては、システムの新規導入の初期費用でございます。これは本市の現状のホームページのページ数など基礎データや、アクセシビリティの等級をJIS X8341-3の等級に準拠するものであることなどをもとに、参考見積もりをとりまして、それを検討して積算したものでございます。また、見積もりの徴取に当たりましては、他のCMS導入自治体を参考に、実績を考慮し、徴取いたしました。

次に、ホームページコンテンツ管理システム使用料は、この導入する管理システムはパッケージシステムであり、このシステムはソフト・ハードともに事業者のものを利用するASP方式でございまして、その使用料でございます。

次に、1,320万円をかけてホームページをリニューアルする必要があったかという質問でございます。その必要性について答弁申し上げます。

現行のホームページにつきましては、平成18年度の合併時から8年経過し、現在に至っております。その間、ウェブアクセシビリティのJIS規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」や、総務省の指針である「みんなの公共サイト運用モデル」への対応など、現行のホームページでは指針の達成が困難なものでございました。このホームページをリニューアルすることにより、指針の達成が可能となるものであります。



ホームページでの情報提供は、広報紙と並ぶ市にとっての主要なものとなっており、情報を受発信する媒体としてホームページの役割は飛躍的に大きくなっており、このようなことから、利用者にとって見やすく使いやすいものとするのはもちろんですが、さきに述べました指針によりウェブアクセシビリティの向上を図り、高齢者や障がい者といったホームページ等の利用に何らかの制約があったり利用にふなれな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを目指し、ホームページで提供される情報を閲覧できない人やサービスを利用できない人が生まれないようにしていくためにも、ホームページのリニューアルを行っていくということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ホームページはいろいろあると思うんですよ。例えば、こちらから入力して見積もりが出てくるとか、たくさんの方々がアンケート調査をして、結果が自動的に計算されるとか、そういうことができるのであれば、いろんなことで自動的に、市役所が説明するのに、ある程度半分でも自動化できれば、そういうパブリックコメントなんか自動化ができるようなシステムが組み込んであるんでしょうか。

例えばアンケート調査があって、それで何人かが登録すると自動的に集計されて、その結果が出てくるんでしょうか。そしたら1,300万ぐらいの意味があるんですが、ただホームページをつくって、看板のようにホームページがあるだけでは、普通の学校の、小学生が、私はこんな人ですよというフェイスブックじゃないけど、説明するだけであって、一方通行なんですけど、これからのホームページというのは、両方アクセスをして、例えば見た人間がいろんな質問をすると自動的に回答をするとか、自動的にアンケートに、ある期間アンケートで答えると、自動的に集計するとか、例えばこういう議会、こういうのが集計して自動的にビデオデータがリンクするの。それが一々誰かが編集をして、先ほどみたいにリンクを張って編集するのでは変わらないんですが、こんな1,300万もかかるのであれば、自動的にそういうことができるんじゃないかと思って質問しているんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山口企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 今の詳細な件につきましては、今現状、業者を決める段階でございまして、その仕様の中には、具体的にはその項目はございませんでしたが、今後、仕様を詰めていくあたりで、アンケート調査もとれるような仕組みをつくっていきたく思っております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 要はそのベース、そういうことができるようなベースが必要だから1,300万かかったんですね。それから追金で、いろいろカスタマイズされるんですね。そ

ういうことをやるためには。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げます。

川瀬議員、卓越したさまざまな電子、あるいはネットのプロであるようでございますので、我々はこれからホームページの立ち上げをしていくわけでございます。一方的な御意見をいただくということではなくて、我々の窓口でそういうようなお考えをきちっと担当者のほうにもお教えいただきたいというふうに思います。そして、よりすばらしいホームページが、これは予算でございますので、それだけ全部使うということではございません。少しでもコストのカットにつながる、そしてまた非常に高機能なホームページができるということが望ましいというふうに思っておりますので、ぜひ御指導もいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 民間に委ねることは民間に委ねるとあるが、やるべき仕事をやらずに外注に出せば、仕事は減り、責任回避もできることになりかねません。どのような判断基準で市業務を外部委託していくのか、ホームページ作成業務を通じて説明ください。

今のお話でよく理解しましたので、これから検討してください。

いろんなことが、外注に出さなくても編集のソフトで自分でできるようになってきていますので、何でも外注に出すということじゃなくて、編集用のアプリケーションである程度自分たちでやれることも考えていただきたいなあと思っておりますので、よろしくお願ひします。

行政は、過去から実施してきた事業を継続することが当たり前のように考えられることが多く、一旦外製化すれば、永遠に経費として歳出が続きます。一方、我々一般企業では、業務の内部処理能力の向上を図り、生産性を上げて、外製化しているものをできるだけ内製化することを検討します。そのために、組織の見直し、作業工程の簡略化などを実行し、採算性を考慮に入れて、設備の機械化・省力化を進めるのが当たり前のはずです。

次に、視点を変えまして、私は印刷屋だもんですから、年間の印刷製本代の総額は幾らかかっていますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 年間の印刷製本代の総額の御質問でございますが、決算額が出ておりますのは24年度でございますので、その24年度の決算額につきましては、2,020万円でございます。予算につきましては、平成25年度の当初予算ベースが2,775万円でございますが、決算額はまだ集計できておりません。平成26年度の当初予算ベースでは、3,776万2,000円を計上しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 弥富市職員は、報告にPDFを使っています。ペーパーレスをする準備はできておると思いますが、先ほど2,020万と言われていますが、私、印刷屋いじめかもしれないんですが、基本的に今、印刷会社は、みんなPDFをもらって、そのデータを伝送で飛ばして印刷しております。結局、何が言いたいかというと、同じように、かなり年がっている方は難しいかもしれないんですけど、ある市民の中で、3割でもデータで見るだけでいいと、別に広報を全戸配付しなくてもいいという方もおられるかもしれません。もしそういうことがあれば、悪いけど印刷代として、紙代と製本代は、その枚数だけかかるもんだから、製作費以外には、製作費はかかるんですけどね、その費用は少しカットできるんじゃないかと。

あと、またそれに、次に移るんですが、自治会の力は地域力を担うことになり、非常に大事であります。自治会が抱えている問題としては、役員の高齢化、担い手不足、未加入者対策などがあります。自治会運営に、これらの問題は長年にわたって関係者が感じていた問題で、なかなか表に出にくいものでしたが、少子・高齢化も進み、これらの問題が、地域差もあります。年々無視できないものになってきております。今後、自治会役員の方々も、自分の生活もあり、行政からの自治会への依頼業務の量を少し減らす努力をすべきと思います。

では、ここでペーパーレスにすればですね、行政から配付する配付物を年間、自治会を通じて何回全戸配付していますか。また、自治会役員の仕事を把握し、どのように軽減していくかを考えていますか。要は私が考えるのは、ペーパーレスになっているもんだから、データが、多少配付数も減れば、全戸配付されるのも軽減できるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市全域の全戸配付の自治会への依頼回数でございますが、年間20回ということでございます。この配付依頼につきましては、現在、原則月2回といたしまして、毎年度当初に配付日を決定いたしまして、区長補助員様のほうへ不特定な日に依頼することがないように取り決めております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 要は、せっかくデータがあるんだから、軽減策を考えていただきたいと思います。

行政機関や地方自治体などは、ある事項に関する複数の手続を行うために、それぞれ別個の窓口に行かなくてはなりません。例えば、引っ越しの際には転出・転入届、転校手続をとった種々の手続を伴い、一々手続をするには大変な手間と労力を要します。電子自治体が進めば、行政上の一連の手続を1回の手続で、あるいは1カ所の窓口で完了させることができるワンストップ行政サービスも実現されることになり、市民の利潤や利便性を大幅に改善

することができます。近隣市町村より電子自治体の推進を加速させ、市民が本庁に来なくても、鍋田支所、十四山支所で事を済ますことができるようにするつもりはありますか。

また、さらに市民がいずれ各地域の市コミュニティセンターなどでも行政サービスを受けられるようにするつもりはありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今後、情報化がもっと進めば、市役所への各種手続について、電子申請・届出や申込書のダウンロード等、自宅からや職場から利用可能なサービスの拡充を図るとともに、各種証明書の自動交付機の設置や、コンビニエンスストア、銀行・郵便局等の身近な場所で、市民の皆様が時間を気にせず、市役所を訪れずに用事を済ませることができ、議員のおっしゃられます自宅にしながら用事を済ませることができると考えます。

また、複数の自治体で情報システムを共同利用できれば、市域を超えた行政サービスの提供やシステム運用コストの削減等が見込まれることから、情報サービスの共同利用の可能性について、費用対効果も考えながら調査・研究を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ちなみに、2007年3月に総務省が公表した新電子自治体推進指針では、2010年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現を目標としております。恐らく近いうちに実現していきます。広域共同運用により、既に大規模災害時の迅速かつ的確な、消防・警察・病院の相互連携が可能な高機能消防指令システムを備えた海部地方消防指令センターが弥富市の十四山支所で運用開始しているのだから、弥富市の災害対策本部は、新庁舎ではなく十四山支所に設置するほうが、効率的に災害情報を把握し、対処しやすいのではないかと思えます。

近隣市町村の各自治体は、同じような人事制度のもとで簡素で効率的な行財政システムを構築し、みずからの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持・向上に努めようとしていることや、最近の情報通信手段の急速な発展、普及によって、住民の活動範囲は行政区域を超えて飛躍的に広域化していることから、近隣市町村の広域的な交通体制の整備、自治体電算システムの供用、各自治体の人材の一体的な活用、行政区域を超えた施設の利用などを、個々の市町村はそのまま連携するような広域連合などを検討することはできないでしょうか。考えていただきたいなあとは思っていますが、時間がないので。

例えば、内部組織の設置例として、税務課や会計課などの内部処理をA市、B町、C村で共同設置する。議会事務局の設置所として、議会事務局をA市、B町、C村で共同設置する。委員会または委員の事務局の設置例として、監査委員事務局をA市、B町、C村で共同設置

する。このように広域連携の仕組みと運用については、法人の設立を要しない仕組みとして、地方公共団体の事務の一部を、例えば管理・執行をほかの地方公共団体に委ねる制度として事務の委託があります。さらに、別法人の設立を要する仕組みとして、地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける、今でもあるんですが一部事務組合、ちょっと特殊なものなんですが、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体、国または都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる広域連合があります。

こうやってICTを使うと、全て連合してワンストップ行政サービスをしようと思うと、そういうことをしないといけないと思うんですが、そこで互換性の問題とか、互いのシステムの違いによっていろいろ問題が起こるものですから、市長さんが音頭をとって皆さんの調整ができれば、より行政改革が進むのじゃないかと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私も同感する大変重要なことが、今、御質問としてもされておるわけでございますので、もう少し事前に私ども、その川瀬さんが御質問される趣旨につきまして御理解をさせていただきたいというふうに思っております。大変残念なんですけれども、議運のほうでも申し上げておるわけでございますが、川瀬議員、一般質問の中で、私たちにその質問のシナリオをいただいたことがございません。そういった状況の中においては、非常に一方通行的なことになりかねないと思っておりますので、もう少し私たちに判断、もしくは自分たちの行政としての答弁をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○2番（川瀬知之君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時52分 休憩

午後1時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願ひします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

通告に従ひまして、2点質問させていただきます。

きのうの一般質問でも出ましたけれども、ちょっと重複するかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

南海トラフ地震想定、複合水害、今後起こるであろうスーパー伊勢湾台風に対してのタイムラインについて質問させていただきます。

5月30日付で愛知県から、南海トラフ巨大地震の発生時に予想される県内の被害について、県独自の調査結果が発表されました。1年前に示されました暫定値より、はるかに厳しい数字で愕然といたしました。弥富市においては1,000人以上の方が、この海部・津島地方では一番高い1,200人の犠牲者が出るといった本当に厳しい値でした。海拔ゼロメートル地帯の当市は、地盤沈下がかなり進み、それに伴う震度7で海岸の防潮堤も倒れ、河川の堤防も地盤沈下、崩落し、河川には海水が流入、浸水し、その後に来る津波、火災も多発する破局的な状況が想定されます。この情景は、昨年行政視察させていただきました宮城県七ヶ浜町、石巻でも現実に起こっているのです、現状が想定されているからです。

今回出されました数字は、あらゆる方向から計算された最大級の被害数値と思います。何と言っても弥富市は、一旦浸水が起きた場合は、55年前に経験いたしました伊勢湾台風と同じことが起きると考えなくてはなりません。3カ月から4カ月水につかり、水との闘いを考えなければならないのが現実です。あの当時と今とは一緒にはできませんが、やはり複合水害は想定し、対応しなくてはならないと思います。排水能力もかなり大きくなっており、昨年、日光川、孫宝と排水機場を視察いたしました。これらがこの南海トラフ巨大地震にも耐え得ることを想定してつくられていることを知りました。

災害後の復旧活動には、市内を縦断している中央幹線道路などは、市内の道路の背骨に当たるような重要な道路です。市内の重要道路について、液状化対策とか、橋に対して耐震構造はどうなっているのでしょうか質問いたします。御答弁、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、中央幹線等は液状化等に耐えるよう耐震構造になっているかとの御質問でございますが、答弁させていただきます。

中央幹線を初めとする道路を整備する基準といたしまして、道路法に基づき道路構造令が定められておりますので、道路整備は、この道路構造令に基づき整備することになります。道路構造令では、液状化等に対する耐震構造の整備基準が示されていないため、中央幹線等につきましては、液状対策等に耐えるような道路整備は行っておりません。しかし、中央幹線の整備においては、液状化等に耐えるよう、耐震構造ではありませんが、舗装面を支える地盤の支持力が低いところについては地盤改良などを施し、均一な支持力を確保することによりまして、大地震の揺れによる舗装面の不等沈下を減少させ、被災後の通行を少しでも早く確保するように事業を進めておるところでございます。

また、橋梁につきましては、耐震設計に基づきまして、地震時における橋の安全性を確保するように施工し、地震に対応するようにしております。橋梁につきましては、長寿命化修

繕計画に基づきまして計画的な修繕を施し、橋梁の長寿命化及び安全を確保して、今年度はそのうちの4橋の補修工事をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。

この4つの橋は、どこにあるかちょっと教えていただければ、地域の方も御安心になると思いますので、お答えできればしていただけたらと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 大まかな場所になるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。

市道の東末広の121号線、これは末広南橋という名称で行っております。2つ目といたしましては、市道の東中地の124号線、これは東中地の6号橋でございます。3橋目といたしましては、市道の六條鮫ヶ地線の坂中地橋でございます。4橋目といたしましては、市道又八弥富線の紺屋橋で計画をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。近くの住民の方は、これは修繕されるんだなということで、御安心されると思います。

今回出された数字は、厳し過ぎると思う値でした。でも、これをしっかり受けとめ、防災・減災に進めていただけるということを安心いたしました。

次に、近年はゲリラ豪雨、台風は1年に何度も襲来してきます。年々地球温暖化の影響で台風も巨大化して、台風のコースも、予想以上の速さ、発生したそのまま、それ以上の大きさで日本に向かって上陸してまいります。東日本大震災が起こる約2週間ほど前に、今後起こるであろうというこの地方で想定されたスーパー伊勢湾台風ということで、犠牲者ゼロを目指してという形で、群馬大学の片田先生の防災に対しての講座が開かれました。そのときの内容は、弥富から絶対犠牲者を出さないためにはどうすればいいかといったシミュレーションをして、台風が発生した時点から何をすべきか。今思えば、あのときの内容は、時系列に従って市がどのように対応するか、住民はどういったことをすればいいかということの対応するマニュアルだったと思います。さまざまな角度から、図式とコンピューターを使っての解析は、本当に納得のいく話でした。片田先生は東日本大震災で、釜石の小学生と中学生に津波に対しての教育をされ、釜石の奇跡を指導された先生でした。これは後になってわかったんですけども、すばらしい先生の講義を受けたと思って、今思うと感慨ひとしおでございます。

弥富での講座は、第1の目標は弥富から犠牲者を出さないを目標にしたものでした。現在、

台風は発生した時点から、どの方向に、どのくらいの大さきになるかといったことが、かなりはっきりと発表されます。55年前の伊勢湾台風に比べれば、格別の差です。あの当時は、そんなに詳しいことがわかりませんでしたというのが本当だったのではないのでしょうか。

伊勢湾台風の時、私は小学生でした。私の父と母は昭和9年の室戸台風を大阪で経験し、水害に遭いました。室戸台風は、朝9時ごろの大阪に飛来したそうです。家の瓦が、まるで紙がめくれるようにぺらぺらと飛んでいく様子を見たと言っていたことを思い出しました。伊勢湾台風が来るときは、父も母もいつも室戸台風が一番の基準でございました。伊勢湾台風は夜の襲来であったため、飛んでいる瓦は見えませんでした。瓦などが落ちる音が今でも暴風の中で思い出されます。その後、暴風が少しおさまった後、今度は何のことが、今ではなくなりましたが火の見やぐらから、カンカンカンカンと半鐘の鳴る音が聞こえました。私の家では、あっ火事が起きているんだ、大変だから家から出ないほうがいい、そう言うておうちの中におりました。そのうちに、外からざわざわざざわと人の走る音やら、大きな声がしました。そのときには何の声かということにはわかりませんでした。大人の人で「堤防が切れたからすぐに避難してください」という声でした。当時はどこが切れたかわからず、26日の夜、近所の人たちと避難しました。次の日に自分の家が水の中に水没して、12月中旬になるまで家に近づくことさえできませんでした。

これが私の経験した伊勢湾台風の当日の思い出です。それから何度も何度も語り続けられることになるこの伊勢湾台風は、ことしで55年、大切な、そしてつらい貴重な遺産です。この経験は絶対後世の人に伝えなくてはなりません。

この地方に伊勢湾台風クラスの台風が発生した場合、対策としては、気象庁より5日前、要するに120時間前ですね、進路、大きさの想定が出て発表されます。実は、アメリカ合衆国で2005年8月に、約1,800名の犠牲者が出ましたニューオーリンズ市を襲ったハリケーン・カトリーナの対応の反省から、事前に準備をするため、整えるために生まれましたタイムラインというのが策定されました。2年前、2012年の10月にアメリカのニューヨークを襲ったハリケーン・サンディです。このタイムラインが本格的に使われ、犠牲者ゼロだったということで報道されております。

ハリケーン・サンディでは、使われたタイムラインは、5日前、120時間前には避難計画が準備、96時間前には避難所の準備、そして住民の避難準備がされました。3日前の72時間前にはニューヨーク州知事が緊急事態宣言を発表、ニューヨーク市長は避難すべき地域を発表、沿岸部の病院には入院患者を避難させるように、そして地下鉄の運行停止も予告、36時間前にはニューヨークの隣の州、ニュージャージー州の知事が高潮の被害想定される地域には避難勧告を発令、上陸1日前の24時間前には地下鉄の運行をやめ、車両や電気・機械の設備が水につからないように退避させた。そのため地下鉄は8駅で海水が入っただけで、主要



路線は数日で復興した。沿岸部の地域は住宅4,000棟が全半壊しましたが、犠牲者はゼロだった。こうした先を見越した対応が被害を抑えたと報道されておりました。

現在、このタイムラインが使われている市町村は、三重県の紀宝町、今年の台風で被害のありました伊豆大島町、それから名古屋市の周辺も策定に入っていると報道されておりますが、弥富市も片田先生の指導のもと、タイムラインの行動計画はつくられているのでしょうか、質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 近年、気象変動等の影響で、日本全国で水災害が激化・頻発化しているとともに、都市構造の大きな変化やゼロメートル地帯への人口・産業の集積化が進んでおり、大規模な水災害が発生する可能性が高くなっております。

大規模水災害が発生することを前提として、平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが重要となります。

この防災行動計画は、犠牲者ゼロを目指し、台風襲来を念頭に、行うべきさまざま対応について、どの時期に誰が主体となって取り組み、誰が支援を行うか、事前に行動基準をつかっておき、スムーズな災害情報の提供や防災体制の構築で被害を減らすとともに、復旧を迅速に進められる効果が期待されているところでございます。

本市におきましては、このタイムライン作成に向けて、国土交通省木曾川下流事務所と協議を始めました。災害対応については、重大な責任が伴うものであることから、法に基づく防災業務計画を初めとする各種体制・制度に基づき作成していく必要がありますので、今後、このタイムラインの策定に向けて十分研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。早急にタイムラインの作成をお願いいたします。

どうせ被害はない、自分は大丈夫だろうと避難がおくれがちな水害。台風や低気圧の接近、外国で起きた地震による日本を襲う津波など、あらかじめ発生が予測できる災害には、このタイムラインが活用されますように。でも自然相手のこと、空振りでもよかったと思えることも大切ではないでしょうか。

次に、今年の豪雨で水害が発生し、避難指示の発令後に避難状況を確認できた39市町村の対象の住民約22万500人のうち、避難所に避難されたのは約9,300人、約4.2%だったと報道されています。なぜ4%なんですか。1つには、夜中に発令されたり、暴風雨が強く、防災無線が聞こえない状況にあると思われれます。それに指定避難所に決められている公共施

設が、障がいのある人、体の不自由な人、それに介護が必要になった人、この一番避難所を利用していただきたい人にとっては、安心して安全に行ける環境になっているのでしょうか。入り口が階段になっていたり、もちろんトイレは和式、体育館はシートの上に毛布を敷いての避難生活、たとえ一晩でも安心して過ごせる場所にはなっていないと思われま。避難所の環境改善をしない限り、たとえ一晩でも一夜を明かすには、つらい、しんどいといった声があった。これが現実だと思います。

公共施設のバリアフリー化により、対象住民の方が避難所が一番安心の場所になることが大切だと思います。避難所の改善が進められたならば、4%といった数字はなくなると思いますが、市の避難所をバリアフリー化に対してどうお考えになるか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市の避難所のバリアフリー化についての考え方についてでございますが、避難所となっております公共施設の入りにつきましては、スロープの設置などバリアフリー化に努めているところでありますが、トイレにつきましては、まだまだ対応できていないところがございますので、今後の課題とさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 現実には、本当にトイレの問題がたくさんあります。小学校もそうですけれども、早急に少しずつでもいいですからかえていただきたいと思。い。ます。

厚労省によると、支援が必要な年寄りの方々を受け入れる福祉避難所というのが全国で1万1,254カ所あるそうです。東日本大震災後は約1.5倍になった。しかし、一カ所もない市町村もまだ44%あるようですが、弥富市には、この福祉避難所というところはあるでしょうか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 福祉避難所につきましては、災害時に高齢者や障がいのある方など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所と位置づけられております。本市におきましては必要に応じ開設し、ケアの必要な方を一般の避難所から福祉避難所へ移動していただくこととし、5施設を指定しております。その5施設につきましては、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、輪中の郷、愛厚弥富の里、長寿の里の5施設でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 弥富市には5施設もあったということで、ちょっと安心いたしました。

6月11日付の毎日新聞で、段ボールベッドのことについて記事が載っておりました。この

段ボールベッドというのは、北海道の釧路市で市内に工場を持つ段ボール会社が、王子コンテナという会社だそうです。ここが共同で災害緊急事態に組み立てて使う段ボールベッドを開発したそうです。床に直接毛布を敷いての生活じゃなくて、介護の必要な方にはやっぱりベッドが必要なんです。

この段ボールベッドは持ち運びができるようで、重さにしては23キロぐらいのもので、段ボールの大きさで、かなり持ち運びができますので、こういったものが避難用品の一つとして取り入れたら、弥富もまた、そういう介護が必要な方には安心して避難ができる場所になるんじゃないかなと思いますので、御検討をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） この災害の緊急時用の段ボール組み立てベッドにつきましては、クッション性があり、プライバシー保護のつい立てがついているなど工夫がされているようでございます。避難所の生活改善の貴重な御意見として捉えさせていただき、今後、この段ボール製の組み立てベッドにつきましては研究させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 検討されるということで、安心いたしました。

次に、特定健康診査について質問させていただきます。

今年度も40歳から74歳までの方を対象に、健康診査受診券在中ということで太文字で書かれた封書が私のところにも送られてきました。毎年、どうすれば受診率がアップして、市民の健康意識を向上させるためにはということで、かなり工夫をされた内容になったと思います。今年度の案内パンフレットには、「特定健診、あなたも受けられます」と3パターンのわかりやすいイラストで表現されていました。今までの特定健診の案内は、病院に通院している人が行っていいのかな、薬を飲んでいる人は大丈夫かな、今は治療中だったり受けられない、ちょっとそんなよう誤解をしている方も多かったと思います。今年度はそうではなくて、とてもわかりやすく「あなたも特定健診が受けられます」、これはかなりよくわかるイラストだったと思います。40歳になったあなた、受けられますよ。治療中や薬を飲んでいる方、あなたもぜひ受けてください。会社を退職して、会社で毎年健康診断があった人でも、ことしはできない、心配だねと思ったら、国保でも健康診断はつけられますよ。そういった大変わかりやすい内容の「特定健診を受けられます」のイラストでございました。

多くの市民の方に特定健診を受けていただき、受診率が昨年より、そして健康寿命が延びますことを願って、今年度の受診率はどのくらいの数字を予定してみえますか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 45%を目標としております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 昨年は、たしか二十何%しかなかったような気がしますけれども、かなり多目の……、そうじゃなかったですか。

ことはどれぐらいアップで予定でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

平成23年度におきましては35.6%、平成24年度におきましては39.1%、平成25年度におきましては、まだ確定値ではございませんが、40.1%という数字を得ております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 済みません、私の勘違いでございました。45%はひよっとすると行くかもしれませんね。そういうふうになればいいですね。

今年度春に、日本人間ドック学会というところと健康保険組合連合会が、受診者150万人の分析をもとに、年齢差、男女差を踏まえて、健康な人というのの検査値が発表されました。この健康な人とは、日本人間ドック学会認定施設で2011年に受診した150万人から、がんや慢性肝臓疾患、腎臓疾患などの経験がなく、高血圧症や糖尿病などの治療薬を服用していない、そういう条件のもので選んだ約34万人から抽出した、その中で約1万人のデータをもとに、いわゆる健康な人、要するに標準的な検査値の範囲内で出された数値があらわれました。その内容は、従来の基準値とされている数値より、かなり上回った数値が発表されておりました。特に血圧、LDLコレステロール、ヘモグロビンA1cの3点は、今までの基準値とされている数値より、かなり高く出されておりました。血圧は、130以上85は高血圧症と言われておりましたが、今回発表された血圧は147、それと94までは健康値とされて、LDLコレステロール、ヘモグロビンA1cも、かなり高目の数値が発表されました。男性は中性脂肪、γ-GTPは少し高目でしたが、女性は以前の基準値とほぼ同じくらいでした。

学会は、健診の上限は一部緩和とされておりましたが、弥富市の特定健診ではどちらの数値を必要とされているのか、お知らせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 特定健康診査における基準値の変更についてでございますけれども、本年4月4日の新聞等で、人間ドック学会判定基準の緩和についてという形で報道されております。こちらが、4月4日の報道されたものに対して、日本人間ドック学会、それから健康保険組合連合会が関係者に対して出した文章でございます。この文章の内容をちょっと説明させていただいて、お答えさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、日本人間ドック学会と健康保険組合連合会との共同研究事業として、平成25年から26年の事業期間で開始されたものでございます。現在、25年度分の事業実施報告書の取りまとめ作業に入っている段階でございます。今回公表されたデータは、この取りまとめの中間報告として、厚生労働省及び報道機関へ公表されたものでございます。また、現在のデータは単年度をもとにした結果であり、今後数年間、さらにデータ追跡調査をして結論を出すということでございまして、今すぐ学会判定基準を変更するのではなく、厚生労働省には、特定健診の保健指導基準は、性別、また年齢別によって数値が違うものであるという事実を報告した段階だという見解を公表しております。

現在、当市の特定健康診断で使用している基準は、厚生労働省で作成された特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引きに基づいております。この手引きが変更された段階で、市のほうの取り組みも変わってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 当分の間は今までどおりでということで、いつかはまた変更されるかもしれないですけども、今、ちまたでうわさになっております147は健康だということは、まだ今のところは高血圧ということになるということですね。

今までの日本の平均寿命は、世界で1、2を争う本当に長寿国。でも、平均寿命という数字はいかがなものかと。病気で寝ている方も、介護を必要とされている方も入っている数字です。今後は、元気で毎日生活できる方が健康寿命です。現在、この健康寿命日本一は浜松市と言われております。温暖な気候の地、それから地域的にお茶の産地に近いこと、そのために緑茶をたくさん飲まれている、それに野菜をたくさんとられている、社会参加などが多いことが、この数値になっていると報道されています。

この浜松市の状況と我が弥富市の変わるころといえ、お茶の産地がちょっと近くないということだけで、あとは、温暖な気候、新鮮な野菜も手に入りやすい気候です。そのためには特定健診の受診率を上げ、伸ばすことが健康寿命を延ばすことになると思います。病気にかからず元気で健やかな弥富市民が多くなりますように、特定健診の受診をもっともっと広めていっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、事前通告2点について質問を申し上げたいと思います。

きのうからきょうにかけて、弥富市の南海トラフの新聞予想などを含みながら、道路問題、安全問題について多くの議員から質問がありました。私も今回のこの議会での議論は、弥富市民の命と暮らしを守っていくためにも大切な課題だなということは当然のことですが、そ

のことに同時に、きょうまで行政も議会も幾つかの議論をしながら、平成15年以降、大変長い期間をかけてきた議論は、あの新聞の南海トラフの想定を見ますと、一瞬にして弥富は住めるまちなのか住めないまちなのか。これは私自身だけの考えかもしれませんが、しかし、多くの市民の皆さんも期待と不安があろうかと思っています。それは、今日まで公共施設の耐震化、避難所、そしてそれぞれ公助・自助・共助など、お互いが防災に対する意識、そしてそのきずなを議論し合ってきたわけです。それが一瞬にして、あの記事を読んだときに、この名古屋西部は灰色の占める地域なのかというふうには私は感じたわけです。ですから私自身、この問題についてもう一度原点から、それぞれ今日までの経過と同時に、市行政、あわせて議会、市民のそれぞれ意見をもう一度、対策として考える必要があるのではないかということを書いて、この南海トラフの想定に対する質問をさせていただきたいと思っています。

先ほどから市長のほうからも、市側からは、大変な想定をされる被害だということ認識を私どもせざるを得ない状況の新聞発表でありましたから、私が個別の問題で質問させていただきますけれども、道路の問題、液状化の問題、そして救助・救援の問題等ですけれども、この災害に対する基本は、とりわけて15年以降、行政も、そして議会も議論されてきましたけれども、2011年の12月に国は、これに対する今回発表される津波防災地域づくり法という基本の指針を明らかにして、そのことに基づいて地域でできる地域防災を、そして地域の考え方を県の中でまとめて地域へ落としてきている。だから、私はこの問題に対する対応の仕方は、行政としても災害対策基本法42条にかかわる、毎年、いわゆる防災規定が見直されてきました、弥富市自身も。このことを承知しながらおるわけですけれども、きょう質問をしますと、多分これからの取り組みをさせていただくというような、先ほど総務部長がお答えになるようなことも幾つかあろうかと思っています。

しかし、私はそのことの中で、先ほども山口議員が伊勢湾台風の話がされました。この伊勢湾台風の経験からしますと、私の年齢からすると、55年経過をした今日の中で、台風に対して、まず市の前に座ってみえる人たちは経験がないのじゃないのかなと、弥富市。あの伊勢湾台風の高潮、振り返ってみますと、南のほうの方は、家の窓といいますか、戸をあけたと同時に家の後ろへ流されているんです。あっという間に、うちの前から裏へ抜けていっておる。そして、そのときは木の枝につかまって、そして命からがら助かった人たち。そして、北部のほうの人たちは、1日置いた明るる日に浸水をしてきているわけですね。それで、その堤防の決壊場所がどこかかというと、間崎だとか、木曾岬の白鷺だとか、日光川、こういう状況だったと思います。家の上を波が飛び越えていった、高潮が。干拓が潰れた。これが伊勢湾台風だったと思うんです。

それで私たちは今、名古屋港が海拔何メートルか高いところにあります。そしてまた木曾岬堤防は、国土交通省がそれぞれ今日までの予測の中で堤防の矢板を打ったりしながら防潮

対策をしていただいております。しかしながら、3・11を振り返ったときに、そのものに対して、そういう設備の中で弥富市が本当に守られていくのか、うちの堤防がどうあるのか、そしてその状況の中でどう生活をしていくのか、これからこの防災に対する考え方がどうあるのかと。今日まで議論され、そして避難所等を設備されてきた中での私は話だと思っています。

そういう状況の中に、きょうまで市がそれぞれの方向性を示しながら私ども議論してきたことについて、私はその成果と議論については、これからもさらに深めていただくことと同時に、評価をするということにはなるわけですけれども、現実には南海トラフを聞いたときには、まさに私たちは命のない生活を余儀なくされるんじゃないかと思うんで、とりわけてその基本条例に定められた国の方針の中で、先ほど道路問題について、まずは石川部長から、幹線道路は道路策定基準に基づいてつくっているというお話がございました。これは当然、道路法に基づいた基準ですから、それは大型車20トン以上が通る場合、そして狭隘道路の部分などを含みながら基本がありますから、そうやって基準があると思っています。しかし、今、私たちが考えなければならないことは、この弥富市という地番の中に、その道路基準で耐え得る液状化なのか、避難道路なのかということだと私は思っています。

過日も、この南海トラフの中に、一宮の道路管理は、1メートル掘った道路の基盤工事を私どもしているから、道路に対する安全策はありますという、公言といたしますか、新聞紙上で発表がありました。だから私は、弥富市として、道路を策定していくときの基準に対して、国が定めた道路設計の基準でいいのかどうか。この地盤沈下地帯としての道路対応に対する対応の仕方は、きちっと考え方を整理していただくのが今後の、これからもまだ課題じゃないのかなあと私は思っています。なぜかというと、車が今多くて、車で逃げる。55年前はそんなに車がなかったと思うんですよ。自転車だ、船ばかりだったんですよ、この辺は。その道路が液状化でもって、浦安じゃないですが、一般道路の部分は車が通れないんですよ。通れない、液状化で。そうしたときに避難はできない。そうしたらどうするのかと。こういう形です。

だから、私は質問の中に、本当に弥富市の液状化に耐え得る道路がどういう状況かという調査と、今後の対策はいかがですかというまず質問をしていきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

道路の液状化対策につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

市の幹線道路は、整備する基準といたしまして、先ほどの山口議員と重複する部分はございますが、道路法に基づき道路構造令が定められているところでございます。これに基づきまして整備をすることになります。この基準におきましては、路床、路盤、舗装の各層の厚さを含む舗装厚を決定するにおいて、地盤の支持力によりまして決定することになり、交通

量が多いほど、あるいは地盤の支持力が低いほど、舗装厚が厚くなっております。

舗装自体の耐震設計に関するものはなく、また液状化対策に対する基準はございません。このため、今では市道の整備において液状化対策を行っていません。

また、国土交通省が管理しております市内で国道1号、国道23号につきましては、国土交通省によりまして、平成24年、25年度に液状化しそうなエリアの把握調査を実施しております。今後は、引き続き液状化対策について検討を進めることになっているとのことでございます。

また、愛知県におきましては、橋梁を除く道路整備の液状化対策としまして、特別な対策を実施していないとのことでございます。

東日本大震災後に国において、国の研究機関や地盤工学会などの専門家によります液状化対策技術検討会議が設けられ、被害の実態の把握を含めた検討が行われてございます。その結果、液状化のメカニズムが解明されていない部分もあり、国の検討会議におきましても、今後、液状化判定法等の高度化に向けてのさらなるデータ収集・分析を進めることが必要とされております。

現在、弥富市と災害時におけます相互応援に関する協定を締結しております千葉県浦安市では液状化対策として、今後大地震が発生した場合におきまして、緊急車両の通行が確保できる程度の被害にとどめるために、緊急輸送道路となるような幹線道路につきまして、舗装の支持路盤を3メートル非液状化に改良する方法によりまして液状化対策を実施しております。

また、県のあいち産業科学技術総合センターにおきましても、瓦の破砕物を地盤改良材といたしまして、地震発生時の液状化減災に有効であることを発表しております。昨年11月から実証試験を行っておりますので、この結果を注視してまいりたいというふうに思っております。

しかし、道路の液状化対策工の採用に当たっては、地下埋設物の対応や地域の実情も考慮いたしまして十分検討する必要がございます。今後、市道の液状化対策につきましては、緊急輸送道路から避難施設へつながる幹線道路などについて、国の検討会議において示されております箇所の特定に係る液状化判定法の高度化や新しい技術・工法の確立などの動向を踏まえて対応を検討することになると考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、答弁をいただきました。この避難道路とか液状化対策、これは2011年の12月に国が出している盛り土ね、例えば高いところをつくることは地方に合った地方でそのことを考えなさいと、こういって方針は出しているんですよね、実際に。だから、



鉄道ならば鉄道の地盤を底上げして、緊急物流などを通してやれる施策を対応する、こういうことが2011年の12月に明らかになっているわけです。

ですから私は、明らかになっているからじゃなくして、弥富市もそういう場所をつくっていく。そして、できる限り幹線道路をつくる时候にも、マイナスからプラスになる道路は、いろいろ取り付け道路等の問題があるでしょう。しかしながら、国が言っていることは、オーバブリッジをつくって、それを避難所にすべきことも国の方針になっているんです。だから私どもとしても、弥富市が道路を、155なり幹線道路の整備などを国なりに要望していることの中で、国はその施策に乗ろうと言っているんです。だから、地方の中で地方が考えて、そのことを提起しながら要望をして、これは市長に要望するわけですけども、地盤液状化対策、避難道路の確保、こういう問題を対応される。これは、私たちは3・11以降、浦安で学び、石巻で3・11を学んで、それは議会も行政も同じだと思っています。ただ、それには予算があるし、そうはいつでもということもあろうかと思っています。しかしながら、今、石川部長が言われた内容を通しながら発想を、創意と工夫を通した行政の液状化対策に対しては、私はお願いを申し上げておきたいなと思っています。

それからもう1つ、次に、国土交通省が今、いわゆる堤防強化という形でやってくれていますね、五明の堤防から木曾岬など。これに対して、例えばどんな基準で県は判断をされたのか。私たちの安心のバロメーターが一つだろうと私は思っておりますが、あの堤防も南海トラフが来ると4メートルも沈んじゃって潰れますよと、こう言っておるんですが、それはどうなんですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 木曾川堤防の関係でございますが、弥富市の地域防災計画におきましては重要水防箇所といたしまして、国が管理する一級河川木曾川の堤防を示させていただいております。具体的には、木曾川の高潮対策区間として位置づけられている区間の中で、未対策となっております鍋田上水門を含みます上下流部の国道1号線の尾張大橋付近、それに近鉄線の河川橋部が対象となっております。

木曾川の左岸堤防につきましては、国土交通省木曾川下流河川事務所におきまして液状化に対する調査を終了しております、河口部からJR関西線鉄橋までの区間を高潮対策区間といたしまして、津波・高潮対策が現在進められております。

今年度も弥富市内では高潮堤防補強工事として、鍋田の上水門改築工事と前ヶ須高潮堤防補強工事が実施されています。JR関西線鉄橋より上流につきましては、一般区間として今後対策を進める予定とのことでございます。

次に、県建設部が管理いたします河川堤防につきましては、治水に対する整備は全て完了しております。今後は、第2次あいち地震アクションプラン（平成19年度から26年度）に基

づき、液状化など巨大地震被害の軽減を図るために詳細な調査を実施いたしまして、海岸堤防及び河川堤防についての地震時に液状化により沈下する可能性がある区間につきまして、海岸・河川保全施設整備の推進対策を講ずることになるとお聞きしております。

ことしの4月25日には、愛知県、名古屋市を初め沿岸市町村、津波が遡上するおそれのある河川に面する市町村と趣旨に賛同する市町村、名古屋港管理組合が構成団体といたしまして、愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会が設立されました。巨大地震・津波に対して、何としても命を守るべく堤防のかさ上げや粘り強い構造への強化を行い、住民避難を支援することとし、直轄の河川を含みます県内の河川、海岸における堤防等の地震・津波対策事業促進を図るために、国の支援・協力を強く要請していくものになっております。

今後は、この協議会を通じまして、弥富市も構成団体として国へ強く要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 堤防のあるべき今日の姿とこれからの対策等、御説明をいただきました。

地域の防災を守るというのは、地域間の協力・協議がなくては防災は防げないという、特に私ども、日光川なんかは、水の流し合いでもって堤防が切れるわけですから、そういう共同関係が必要だと私は思っていますし、そのことが言われています。ですから、この堤防関係につきましてもそういう状況を、弥富市としてあるべき姿の今後の課題として十分申し上げていただきたいなあと思っています。

そんなことを申し上げながら、私は先ほども冒頭申し上げましたように、自助・公助の中で自助というのは自主防災組織を確立していく。そういう中で、弥富市もそれぞれ今日まで取り組まれてきました。そういう状況で、防災訓練、時々申し上げるわけですがけれども、地域の環境に合った訓練もしていただくことが必要じゃないのかなあと、こんな感じがしているわけです。

それはなぜかというと、過日も市側からは、南部消防から機動力のあるモーターボートだとか、それから全国的にまれに見る優秀な救援・救済の器具が導入された。しかし、現実に伊勢湾台風だと、私たちの地域からしますと、水の中に堤防が切れれば、もう入っちゃうんですよ。そうすると、救助も救難も何もできない。そうしたときに船か、それにかわる状況の利用する場合、言うだけではとても地域は守られていかないだろうと私は思っています。伊勢湾台風が120日で回復したのも、多くの船があったからこそ、皆さんの生活が維持でき、また災害復旧ができたんじゃないかなと。

今、私はそういう意味からして、例を出して何ですが、津島の天王祭なんかで船をこいでいる人を見ていると、船がなかなか進まないんですよ、本当に。あっちこっち、こちんこち

んとぶつかって。今、笑ってみえる方があられるけれども、現実なんです。私も伊勢湾台風のと  
きに、私の例を言って何ですけど、私は職場から伊勢湾台風があったときに国道1号線を下  
之一色から歩いてきました。そうしましたら、佐古木のところの橋がなくなっていました、  
現実に。さあ、どうやって自分のふるさとへ帰ろうかなと思ったら、船が1そう流れてきま  
した。それで、その船を拾って、兄貴と2人で船をこいで渡りました。しかしそのときに、  
人は流れておるは、牛は流れておる、動物は流れておるは、それはすさまじい状況でした。  
そういうことが一つあると同時に、そのことの中で地域の連絡は船で多く、いわゆるお互い  
が救われてきたと思っています。

自主防災も、小さい船を備えることはできることになって購入させていただいておるん  
ですね。しかしながら、本当にこげる人がおるのか。船に乗った途端、ひっくり返っちゃうん  
じゃないのかと、こんな心配を私はするわけですね。小さな船は端っばに乗ればひっくり返  
る。よくこぐボートで公園などで事故があるのは、そういうことなんですね。ですから、ボ  
ートの組み立てまでは自主防災なんかでやっていただいております。できれば、学校のプールな  
んかに置いてでも、小さいときから、水の都というか、川の水面を利用する私どもの生活環  
境からすれば、船と川となじむ訓練をしていただくことが一つではないのかなあとあって、  
これは私の、今後、参考にと利用していただければありがたいなあという提案であります。

それから、もう1つは消防署職員、過日も言われましたが、一番、三陸など東北で言われ  
たのは、消防署職員が亡くなったということ。災害に対する消防団の、生きようと任務を考  
えられた消防団員の教育ですね。ここは地方における行政として、消防団員の、いわゆる自  
分の命も守られることなく人を救うということではなく、その精神はわかるけれども、その精  
神に沿った教育、これは行政としてあるべき姿を1つは実行していただきたいなあ、こん  
なことを思っています。そのように、私どもの南海トラフにかかわる部分において、そうい  
う問題についての考え方を1つは精査する。

もう1つは、先ほど申し上げましたように、南部保育所などにおいては救命具を支給され  
ています。備えつけてあると、学校。しかし弱者、弱者ということでもいいのかどうかわか  
りませんが、救命具をつければ水に対応はまず是可以するんですね、浮いておるから。ですから、  
そういうことも地域の格差があるかもしれないけれども、切れることを予想することにな  
くして、命を守るための行政として、地域的な環境を通して弥富市は対策をもう少し、一般  
市民も考えていただきたいなあと思っていますので、この部分についての、救命具と訓練の  
あり方、教育のあり方について御答弁願いたいと思います。

○議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、訓練のあり方についてでございますが、現在実施されてお  
りますコミュニティ単位の防災訓練におきましては、避難誘導訓練や避難者名簿作成などの

安否確認訓練などが行われております。今、議員の御提案の船の利用訓練などの防災訓練につきましても、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、救命胴衣についてでございますが、保育所など幼児が通う施設におきましても、平成24年度から順次、救命胴衣の整備を行っております。また、地区の自主防災会におきましても、救援活動用の救命胴衣を整備していただいているところもあります。しかしながら、一般市民の皆様におかれましては、自分の命は自分で守るということから、個人での購入をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 救命胴衣の関係ですけど、今、総務部長は、自分の命は自分で守るというお話なんです。地域格差があるんですよ、命を守る。山の上の人は救命具は要らない、簡単に言うと。私が申し上げておるのは、堤防に近いところだとか、そういうところに対する対策のあり方を、やはり防災は議論をすること、対策を考えていくこと、これが常に災害に対する自助の精神が生まれるということ。私は特に市の幹部の皆さんに申し上げたいのは、自助の精神だからといって、きょうまで公助・自助・互助、4つの点を考えられてきた。そのことで今回の南海トラフへの対応ができていくのかと。それよりも、深く細かくそういう点において、市の財政もあろうかと思えますけれども、対策として議論を深めて、結果として、それぞれの地域において自助、自分で買わなきゃならない場合もあるでしょうし、しかし買うこともできない人もあるかもしれない。そんなことの議論を深めていただきたいなということを申し上げておきたい、この問題は。特に、今はコンピューターの時代かもしれません。やはりきずなは議論なんです。

もう1つ、ここで申し上げておきたいと思うのは、議長がどうも休憩したような顔をしておるが、私、市長にお願いをせないかんことは、今回、防災安全課長がかわられました。人材がかわることはいいと思うんです。だけど弥富市は、継続する形の中でいけば、当然、総務部長が答弁されています。だけど、実務は防災安全課なんだと思います。今、一番大きな課題は、生命・財産を守るのは防災安全課だと思う。

そんなことを通してこれから、課長は嫌な顔をしておるけれども、でもそれは専門的な研究と課題を総合的に、道路網の課長も、土木課長もやった人だで、液状化の対策だとか、避難道路だとか、そういうものをこれから十分理解がされていくと思っていますんで、そういう点についても私たちの目から見て、意見が途切れることのない、市長は努力されていると思うけれども、今後努力していただきたいことを、まず1点目の防災に係る部分についての質問と要望は……。

議長、終わって……、来ますか、市長から何か。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 5月30日、愛知県の防災局から発表されました南海トラフの巨大地震における被害予測ということにつきましては、もう何回もこの場でも出ておりますし、我々も十分認識をさせていただいておるところでございます。新しい防災・減災ということについて、あの数字に基づいた会議、協議をしていかなきゃならないということは重々わかっておるわけでございますけれども、つい6月議会ということを前提にして今日まで来てしまっておるわけでございます。

防災安全課を中心といたしまして、また危機管理の担当も、自衛隊も含めて採用させていただいております。近々にそういった形の中で、この南海トラフ巨大地震における新たな想定での被害予測に基づく市の防災計画というか防災に対する協議を早々に立ち上げていきたいと思っております。

また、先ほど一番最初のところで、液状化対策ということに対して、弥富市の道路の問題はどうなんだという形であるわけでございますが、これは私は、浦安の幹線道路並びに駅前広場という形の中で、液状化対策をされている現場に赴きまして勉強をさせていただきました。大変な被害をこうむられた浦安市でございますので、駅前広場と幹線道路につきましては人・物の物流拠点であるという形の中で、大変な御苦勞をさせていただいておるわけでございますけれども、これは海部地方に特殊な技術を持っている建設会社がございまして、この海部郡の会社でございますけれども、その会社が特殊技術の中での工法で、その土壤改良をしているという状況でございます。パワーブレンダー工法と申しまして、3メートルから5メートルぐらいのところに対して、まず地中の土を掘り出す、そしてその中にパワーブレンダーという工作機械でセメントを打ち込んでいくという形のものやってみえるわけでございますけれども、大変な工事だなあと。これほどまでしないと液状化ということに対する対応はできないのかということで、生に見てきたところでございます。

我々も、この工法につきましては大いに参考にし、やっていかなきゃならないわけでございますけれども、いかんせん、その諸経費ということは大変な大きな金額になるわけでございます。この9月にも浦安のほうへお邪魔することになっておりますけれども、まだ私がお邪魔したときには建築の途中でございましたので、その進捗状況について詳しくまたお聞きしていきたいと思っております。

いずれにしても、南海トラフ巨大地震に対する新しい想定での協議を行政のほうでも立ち上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員、ここで暫時休憩とします。再開を2時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 2点目に、総合計画の中にも文化について触れられております。私も、この弥富市の文化について、少し議論をさせていただきたいなあと考えています。

昨日、三宮議員からも、施設などについてそれぞれ意見もございました。文化は地域の誇りであると同時に、文化を起こすことが市民のきずなである。多くの文化協会の中で、会長は服部市長でありますし、それぞれ顧問といいますか、市長さん、あわせて今は賀島会長ですが、それぞれ大変、春の行事だとかいろんな形で、議論をし、活躍もされています。

それで私、特に思うことは、弥富市の中に服部擔風さんが、それぞれ漢詩で歴史的に活躍をされた。とりわけて、この擔風翁は弥富の鯛浦の生まれで、弥生小学校で30年も勤められた方で、そして中日文化功労章とか、県の文化功労章などを受賞されて、弥富町民の名誉表彰も受けられているおるわけですね。その方がお持ちになっていました藍亭が平島地区にあるわけです。その中には、擔風さんの歴史的な、今は弥富の資料館の中でも展示されています、擔風さんの書画が。そういう状況で市もそれぞれ御努力されて事柄が進められているわけですがけれども、藍亭という亭が、書室といいますか、擔風さんが使われたのが平島にあります。しかし、弥富市の史跡、いわゆる市の指定のものでないわけですね。それで振り返ってみますと、弥生小学校へ藍亭が移されて、その取り壊しの状況の中で平島へ移された。そして、平島の市民の皆さんの有志の方々が今日まで守りをされてみえました。そして、大分土台等が悪くなってきたという状況と同時に、高齢化がされてきました。

そんな状況ですから、弥富市としても、今、この藍亭を市の指定をしていただくことがいいのじゃないかなあと考えています。ということは、この藍亭、市の皆さんは御存じだと思うけれども、17年、18年ごろ、中国から中国のテレビ局が初めて日本の服部さんの擔風の歴史を全国放送をやったんですね。それで、たまたま市長が当選された年だったと思うけれども、富陽市に、文化協会、議員も二、三お邪魔させてもらったんですけれども、招致を受けながら、市長のメッセージを持っていった。それ以降、中国の先生方、関心がある方、日本に見える方がちょいちょいお見えになったり、そして擔風さんのまな弟子である養老の方ですか、ちょっと名前は忘れましたが、申しわけあまりせんが、そういう方々がこの27日においてになって、擔風亭で25名が。これは近い話なんですね、あす見える。

だから、私が聞く話ですけれども、桜花大学の教授もこの間うちに見えた。中国からもそうやって訪れられたり、日本の漢詩を学ばれたり、また詩吟の方々ですか、そして漢詩の方々。これはやっぱり弥富の誇る財産じゃないのかなあという気が、私は思っています。ですから、できれば今後のあり方について、ひとつ市長、御検討願えれば、今までそうして地

域の皆さんが守っていただき、また弥富市の誇りである。そして、幾つかの句が10カ所ぐらい弥富にあって、弥富市の文化小道というんですか、私こういう、町の時代から、歴史からつくった資料を持っているんですけど、これがずうっとあるんですよ、文化の。やはりそれは漢詩という中で、弥富市のそういう訪れていただく、いろんな形で協力がされてきておる。ですから、そのもとである藍亭をひとつ、この総合計画の中にも書いてございますけれども掘り起こしをする。また、昭和53年から掘り起こしがありませんから、一回それぞれこのことについて御検討願えることがいいんじゃないかなということで申し上げたいと思います、まず1点目に。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

弥富町の時代から、あるいは弥富市になってから、文化財であるとか郷土の歴史、文化・芸能という形の中におきましては文化協会を中心にして、またそれぞれの自治会の保存会という形の中で、さまざまな御努力をいただきながら、現在に至るまで管理をしていただいているということでございます。

今、議員御指摘の藍亭につきましては、先ほどお話がありましたように、唯一の今で言う名誉市民であります服部擔風先生の書齋、書院として、明治35年に建てられたものでございます。昭和48年に弥生小学校に移築され、昭和51年に弥富町の文化財に指定されたわけでございます。その後、57年に学校の整備に伴い文化財の指定を解除され、その後、藍亭保存会の方々により市内の個人のうちに移築されたというふうに向っております。今まで個人の家の方に対しても大変な御努力があったなあというふうに思いますし、また保存会の御努力に対しても大変敬意を表するところでございます。

つい先日、私、そして副市長、教育長で、この藍亭を訪ねさせていただきました。個人の方からお茶のおもてなしも、その書院でいただいたわけでございますが、何とか、その書院の中におりますと、これは保存していかなきゃならないなあという気持ちになってきたわけでございます。しかしながら、112年という形で建築後経過しておりまして、大変老朽化も目立つ状況でございます。そうした形の中で、どのようにしてこの藍亭を保存していくかということにつきましては、いろいろ保存会の皆様、そして文化協会、あるいは社会教育委員会の皆様とも協議をしていかなきゃならないというふうにも思っております。

しかしながら市といたしましては、服部擔風先生や藍亭の文化的価値を十分に認識しているところでございまして、ことしは擔風先生が亡くなられてから50年を迎えることから、今現在、歴史民俗資料館におきまして特別展を開催させていただいておるところでございます。ぜひ皆様方にもお出かけをいただきたいと思っております。7月の第1週まで開催をしているところでございます。

そして、3年後、平成29年になるわけですが、先生の生誕から150年ということになります。生誕150年ということになります。できましたら、この年に合わせて藍亭をしかるべき場所に移築し、公開できるよう、また文化財の再指定を視野に入れながら、藍亭保存会の方々、あるいは文化協会の方々と調整を進めてまいりたいと思っております。できましたら議員各位の御理解をいただきながら、来年には基本計画、そして平成28年には建築というような状況で進めていきたいと思っておりますので、またその節にはいろいろとお話をさせていただきたいと思っております。

今、藍亭につきましては、そのように考えておりますので、御理解いただければと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 鋭意御検討いただいて、私も重要な文化の提唱ということでお願いを申し上げたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、先日亡くなられた村井さんですが、これは御冥福をお祈り申し上げると同時に、私自身きょうここで発言をさせていただくというのは、水耕栽培、M式を取り入れられて、この取り入れられる経過は、伊勢湾台風のときに浮き藻が川を流れておる。その栽培、いわゆるテングサが水で育ち、そして植物が育つんだということの1つは発想の中でM式という水耕栽培が実施されたと。きのうも食の安全の問題で質問がされていましたが、私ども議員がね。でも、弥富の食の農業の生産の過程から考えると、水耕栽培という作物が育てられる環境というのは、研究と同時に安心・安全な食の道にもつながるんじゃないのかなあと、きのうから私、特に思っていました。突然の私からの話で申しわけございませんが、私はこの弥富市に誇れる水耕栽培、M式というのは、お互いに評価と認識ができるんじゃないかなあと思うんですがね。

けさもNHKのテレビで、原発のところで、石による栽培を、M式方式によく似た方法でやってみえました、ハウレンソウを。これも基本的には石を引いた、そして根の張り方と養分の出し方。今、私どもの農業と、そして生産方法が、とりわけて安心・安全な食づくり、食の文化、こんなことを考えますと、ひとつ弥富市の農業振興と、今後の課題と、今日までの評価と、あわせてこれから弥富農業の振興のためにも、市長、私は表彰制度といいますか、そういう弥富市自身が文化の発展のために書いてございます。ですから、そんなことをあわせて、一度御検討をしていただくことがよろしいかなあとということで、質問といいますか、要望、意見とさせていただきますが、御答弁願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 村井邦彦さんの御冥福をお祈りするわけですが、忘れもいたしません。私、初めてこの議会のほうに登場させていただいたのが、平成19年3月でござい

まして、そのときに一般質問をいただいたわけでございます。私の考える農業は、いわゆる頭の脳を使った農業でやっていかなきゃならないということを盛んに力説されておりました。そういったことを思い出すわけでございます。それから、いろんな形でこの間お会いをして、村井さんの農業に対する思いというものをいろんな形でお聞きしたわけでございます。まだまだお若いという形で、本当に惜しい人を亡くしたなあというふうに思っているところがございます。

村井さんが、あるいはそのグループの人たちが考えられたM式水耕栽培というのが、いわゆる弥富発という状況の中で、全国にその技術が伝承されてきているということにつきましては、私も承知をしているところでございます。そんな関係の中で、つい最近の尾張版にも、M式水耕栽培の村井さんの農業の製法につきまして御紹介をさせていただいたところでもあるわけでございます。

そうした形の中で、いま一度、このM式栽培に対して、弥富発ということにつきまして、皆さんの御意見をいただきながら、どのような方法がとれるか、市としてどのようなPR、啓発活動がとれるかということについて、しっかりと考えていきたいと思っております。心から村井さんの御冥福をお祈りしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、私どもは地域の文化を発掘したり、農業の維持管理、あわせて発展を願う立場からも、鋭意御検討いただきますことをお願い申し上げて、私の発言を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは、10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

大きくは福祉に関してであります。以下、関連して数点の質問をさせていただきます。

昨日は平野議員から婚活の提案、また佐藤博議員からは少子化対策についての質問等ございました。人口減少と少子・高齢化というものに対しての提言でありましたけれども、私は違う視点で、もう1つ大事な命を守るという視点で質問させていただきたいと思っております。

それでは、させていただきます。

我が国の昨年の自殺者数は、平成25年度の統計から2万7,283名で4年連続で減少をしまして、2年続けて3万人を下回りました。確かに単年で見れば減っているかもしれませんが、同年の交通事故による死亡者数4,373人の6倍以上であり、過去10年間にさかのぼれば30万人以上の方が自殺で亡くなっておられます。さらに、10年間さかのぼれば、この20年間に約60万人もの方が自殺により亡くなっておられます。また、平成24年の消防庁の統計から、自殺未遂による救急搬送数は6万6,034件で、自殺者数と同じく高どまりを続けております。

平成25年だけで見れば、毎日少なくとも255名以上の方が自殺を考え、うち75名の方が亡くなっていることとなります。実に19分に1人、現在も日本のどこかで、みずから命を絶っていることとなります。

自殺をした人の動機に関する警察庁の調査によりますと、鬱病などの健康問題が大半を占め、経済・生活問題、仕事や家庭問題と続いており、自殺はこうした要因が複雑に絡み合っ
て引き起こされるとされております。それだけに多角的に対策を講じていくことが欠かせません。自殺防止は、社会を挙げて真剣に早急に取り組むべき課題と言えます。

2014年版自殺対策白書によりますと、15歳から34歳の若い世代では男女ともに死因のトップが自殺となっております。若い世代で死因のトップが自殺なのは、アメリカやドイツなどの先進7カ国の中で日本だけなのであります。人口10万人当たり20人に上り、2番目に多いカナダの12.2人を大きく上回っております。未来を担う若者が、自身の可能性を开花させることなく、みずから命を絶つという、私たちは現代社会のありようを真摯に見詰め直さなければなりません。

以上のことから、現在の弥富市における対策は十分なもののなかどうか、現状と認識を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 鬱病等、自殺対策の現状と課題ということでございますけれども、平成25年の自殺者数は、内閣府自殺の統計によりますと、国における件数が、先ほど言われました2万7,283人、県では1,517人でありました。昨年と比べますと、国が575人減、県が63人増となっております。愛知県は全国で最も増加している県となり、大変悲しい状況となっております。当市におきましては、平成22年が6人、23年が8人、24年が5人という状況です。

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、実際に生活苦や、健康問題や介護疲れ、また鬱病など、さまざまな要因が絡み合い、心理的に追い込まれた末の死であると言えます。心の中では「生きたい」という気持ちで揺れ動いている自殺者は、眠れない、食欲がないなどと自殺の危険を示すサインを発し、周囲の人もそのことに気づき、適切な相談窓口につなげていくことが大切だと考えております。

その中で市としましては、自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応を行うためのゲートキーパーを養成するための研修会を、平成24年度は2回、平成25年度は3回実施し、多くの方に参加していただき養成してまいりました。

次に、市のホームページでは、メンタルヘルスチェック「こころの体温計」——これは以前、堀岡議員のほうから御紹介いただいたことがございますけれども——を今年度導入し、その普及・啓発を行い、自殺予防を図ってまいります。このこころの体温計は、体の体

温をはかるように、日々の生活の中で感じるストレスや気持ちの落ち込み度をパソコン・携帯電話等を利用いたしまして、健康状態、人間関係、住環境などの簡単な質問に答えて、気軽にメンタルヘルスチェックができるものです。また、鬱病などハイリスクな方の対応といったしましては、専門の相談窓口や医療機関につなげ、専門家の指導や治療を受けながら見守っていく必要があると考えております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 民生部長からお答えをいただいたんですけども、こころの体温計、これはホームページのリニューアルと同時にですか。もう始まっている。まだ始まっていませんよね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ホームページのリニューアルをしてからということとでお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 総務部長、ホームページのリニューアルはいつなんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今の予定でございますが、来年の3月には本稼働と、その前に準備期間とか、各課のほうで入力しますとかそういう準備期間がありますが、本格的には来年3月を目指してやっておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今せっかく民生部長から、いい取り組みということで、こころの体温計ですけども、ホームページのリニューアルが来年ですと、まだ半年以上も先ですよ。ただ、この自殺の問題を重く受けとめて、今、そういう御答弁をいただいた中で、これは半年間何もできない状況では困りますので、リンクを張るだけですから、もし対処できるのであれば、早急に対処をしていただくことを要望しておきます。

これはちょっと市長、余談なんですけれども、こころの体温計に赤い金魚が出てくるんですけど、これオプション料を払いますと「きんちゃんに」変えることができます。ぜひ考えていただければいいかと思えます。

今回、自殺対策ということで質問させていただくんですけども、最初にどういった観点で質問するのかというところを、市当局の皆さん、また議会の皆さんと一緒に考えていきたい、そういうこともありますので。要は自殺の前段の相談体制の拡充をどうするのかということと、相談に来られない方の第三者支援というところをどうしていくのか、この辺のことを重点に置いて質問させていただきます。

それでは、続けさせていただきます。

鬱・自殺対策は、初期段階として、その原因となる日々の社会の生活の中で生じるさまざまな悩みや問題を相談できる体制をまず強化することが大切であります。学校や職場、家族や知人・友人などの顔の見える関係では、予防の原則TALK、トークが知られております。これは心配をしていることを伝える「tell」、死にたいという気持ちに率直に尋ねる「ask」、絶望的な気持ちを傾聴する「listen」、1人にさせず安全を確保する「keep safe」の4つの頭文字を合わせたものであります。

また、職場のメンタルヘルス対策では、労働安全衛生法の改正で、従業員50人以上の事業所ではストレスチェック制度が義務化をされ、一歩対策が進んだようにも思います。また、学校関係での対策も懸念が多い現状ではありますが、それぞれの対策の詳細につきましては、また次の機会に質問させていただくことにします。

本日は、一般的な公としての市の現状と対策について伺ってまいります。

それでは続いて、現在の弥富市における体制について、相談受付の現状、課題等をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 市の相談窓口の現状と課題についてでございますけれども、相談窓口といたしましては、体や心の健康についての心配がある方の窓口として健康推進課、精神障がい者支援として福祉課が行っております。

また、月に3回、水曜日に、心配ごと相談、法律・行政相談所を開設しており、心配事相談が39件、弁護士による法律相談が117件ありました。鬱病や精神疾患になる前に、生活・経済問題、健康・介護問題、就労問題など多岐にわたり、相談員や弁護士が相談に乗り、問題解決に当たっております。これは心の病に至る前の初期段階の相談としても有効で、重症化にならないための効果があると思います。

課題といたしましては、心の病になってしまった方の相談件数は少なく、自殺対策やリーフレット「支えよう心といのち」——こちらのほうもホームページから取り寄せることができるものでございますけれども——でもPRしているところでございますが、なお一層広報等で啓発して、気軽に気持ちをありのまま語ってもらえるような対応をしていきたいと思っております。

また、いろいろな相談窓口につきましては、この冊子の一番最後のページに載っておりますので、またごらんいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 総相談件数としては何件ぐらいなんですかね。この間、答申の段階では五百数件じゃなかったですか。違うんですか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えさせていただきます。

相談体制の充実を図るため、社会福祉協議会のほうで今年度から相談員2名を4名にふやして相談をしておりますが、平成25年度の精神における相談につきましては延べ523件ありました。相談者としましては、御本人から延べ280件、御家族から延べ115件でございます。

また、相談支援の方法につきましては、電話相談が188件、訪問相談135件、メール相談が28件でございます。

また、相談の支援内容としましては、福祉サービスの利用に関するものが168件、次に不安の解消、情緒安定に関するものが89件、その他健康・医療に関するものが43件となっております。

○議長（佐藤高次郎） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） お困り事ですので、別に自殺というものに直接関連するものばかりではないですけれども、市民の方々が気軽に相談ができる体制というものを拡充するということが大事かなあと。

今回質問させていただくのは、あくまでも自殺の対策ということですので、そちらに重点を置いて、相談体制の拡充というところで1つ提案をさせていただきたいのは、今、民生部長が出していただいたやつはカラーですけど、これは一番最後のページ、僕はちょっとお金がないんで白黒でコピーしてきましたけど、いろんな相談先のところが事細かに書いていただいているのは大事なことだとは思いますが、もし本当にせっぱ詰まったような、悩んでいる方がいらっしゃったときに、どこへ電話したらいいかわからへんわけですから、はっきり言って。この間、学校教育課のほうで教えていただいた、学校教育課は一本化で、これは全国共通の電話番号で、ここって出ているわけですね。

こういった形で、できましたら、迷ったらここみたいなところをまず1個書いていただく。これはすごく大事なことでして、その後、その質問者の方が、やっとの思いで電話をされたわけですので、そこから、例えばそれが借金のことであるとか、また家庭のことであるとか、学校の就学のことであるとか、人間関係のことであるとか、そういったことを次の窓口につないであげるといふ、そういう体制が必要なんじゃないかなあと思います。

また、もう1つ追加をしていただきたいのは、これは現実に私のほうにも相談が数件あったので御紹介をさせていただいていますけど、今、愛知県の精神福祉の取り組みとしまして、24時間で診療していただける精神医療の御紹介というのをやっています。これは愛知県の県の精神保健福祉センターのほうで、番号が提示されておまして、ただいま、今、精神疾患に陥っていらっしゃって、夜中に体調が悪くなって、何か衝動に冒されるようなことになったときに、一般の救急車は来てくれない部分がありますし、そういう方が、かかりつけ医が普通、夜中ですからやっていませんから、そういうところを県の精神保健福祉センターのほ

うで当番制で病院を御紹介していただけて、一番近いところを御紹介していただけるということは24時間やっていらっしゃると思いますので、そういうところも載せておかれると、また利用するあれもあるかなあとと思います。

ですので、ワンストップまでとはいかないですけれども、まず電話するだけでもすごく勇気が要る状況ですので、それを受けとめる意味で、その方自身は専門的な回答ができなくても、ある程度そういう状況で電話を受けるという方を養成していただいて、いろんな施設とか制度につなげていくような状況で、できればマネジメントをしていただける、こういうものをこうしたほうがいいよと。もし危険だと思えば訪問して、こういった順番でやってねと、わからなかったらまた聞いてきてねみたいな、そういう寄り添うような形をとっていただければと思いますが、要望しておきます。答弁していただいてもいいですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） なかなか奥の深い問題かと思えます。いろんな御提言をいただく中で改善のほうに努めていきたいと思っておりますので、また御提案のほう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 何でもとりあえずワンストップで相談できる窓口の電話番号、まず代表で、弥富市内でね、これは日中の役所の開いている時間でも結構ですので、迷ったらここというところを、わかりやすい、その後、もし御自分で自立して自主的に解決される方というのは、ここに見ているところよりも、いろんなところを聞いて、探して、質問して、相談して、解決してしまいますから、それ以外の方というのは、もうわからんのですよ。ですから、迷ったらここ、そういうところをつくっていただくことがまず第1かなあとと思いますので、ぜひ検討していただけて行っていただけるようお願いをしておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほど民生部長のほうからも取り組みについて御紹介いただきましたゲートキーパーについてであります。

ゲートキーパーは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことでもあります。以前の質問に対しての市側の御答弁では、団体を優先に考えており、市民対象は順次検討していくとありましたが、先ほど御説明にもあったように、現在、弥富市では、市社会福祉協議会が中心となって精神保健福祉ボランティアの養成講座や、また本年1月には一般市民を対象にゲートキーパー養成講座が開催されたと伺っております。受講募集枠も満席ということで、市民の関心の高さがうかがえます。

養成、育成、先ほどお話をしました現場を踏まえてフォローなども必要かと考えますが、現状と今後の展開について伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ゲートキーパーの養成についてでございますけれども、養成した方々の活動の効果、実績が把握できないところ、また日常絶えず自殺を考えている方のサイン・シグナルを見逃すことなく、その感度を上げて気づいてあげることが大きな課題ではないかと考えております。

今後の展開、対応といたしましては、先ほども少し申し上げましたけど、平成24年度のゲートキーパー養成研修参加者は、民生委員、市職員で122名、平成25年の参加者は、一般市民、ボランティア連絡協議会、市職員で155人のゲートキーパーを養成してまいりました。一般の市民の方には、平成26年1月広報でゲートキーパー養成講座の受講案内をいたしました。

今後は、特に必要な場合や研修を行いたいとの要望がありましたら、個々にも対応してまいりたいと考えております。また、相談会など、ボランティア団体とタイアップして、ゲートキーパーの活動の場を考えていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） かなりの広がりを見せているんですけど、以前に、実はこの関連の質問をさせていただくのは今回で5度目になるんですけども、ゲートキーパーは特別なものじゃないよと。精神疾患、また自殺に至るような現状の心の状態というのを皆さんで共有しようよと。とめられるものならとめようという観点から、誰でもゲートキーパーになれますよと。また、ある質問では、総務省のホームページを見ていただくと、ゲートキーパーとはこういうものだよというDVDが動画で見られるようになっておるんですけども、またその方々が、身近な方々で気づき合って、例えば市の相談窓口であるとか、福祉の窓口であるとかに御紹介をしたという事例とか、そういったものを集約するものが要るんじゃないかなと思うんです。

どういう対処をされましたかとか、実際にゲートキーパーだという自覚があってやっていらっしゃる方はまだいいんですけども、受けたけど、実際にそういう方を目の当たりにした場合、ただ単に、こいつ勝手なことばかり言うとなんみたいな、そういうふうにつえられる場合もあるんですよ。精神疾患、鬱病とか人格障害、あと気分障害とかいうものというのは、どうしても自己防衛本能というのが働いちゃって、自分の悪いというか、人から見ればずばらに見えたりする場合がありますので、そういうところで見ても、ゲートキーパーの役目が果たせないということがあってはなりませんので、いろんな事例を御紹介していただいて、ゲートキーパーの中で何か、これはホームページを通じてでも結構ですから、こういう事例があったということを御紹介して、問題を共有していくということが、まさにゲートキーパーとしての質が上がっていくというか、またセーフティネットでいえば目が細くなっ

ていくんじゃないかな。

ぜひその辺のあたりのことも、また専門家の方にもちょっと御意見を聞いていただいて、どういうふうに進めていけばいいのか。ただ単に養成講座をして、新たな人を入れるんじゃないくて、そのときに、さきにゲートキーパー養成講座を受けていらっしゃる方で何人救えたとか、こういう制度につなげることができたということがあれば、自覚もまた違ってくると思いますので、その辺のこともぜひお願いをいたします。

次に、主題であります相談支援について伺ってまいります。

国では先ごろ、超党派による自殺対策議連が開かれ、先ほどの若者の自殺に関しての要望書をまとめて政府に提出をいたしました。内容を少し紹介いたしますと、1つ目に生活上の困難に直面したときの対処方法の教育、2つ目に包括的な相談体制・居場所の整備、3つ目に相談に来られない者へのアウトリーチの強化の3点であります。

さきの2点は、十分ではないものの、市の啓発事業にも一部含まれている部分もあります。重要なのは3つ目のアウトリーチの強化であります。

自殺には至らないものの、悩みやストレスにより改善されないまま精神疾患となり、離職、不登校やひきこもりに陥り、家族をも巻き込んで常態化をしてしまったら、自身や家族から主体的に相談などはできません。友人や知人、近隣からでもよいので、間接的に情報を得ること、市でできなかつたら、県の施設やNPOなどと連携をして常態化を打破、関係部署や医療機関へつなぎ、治療へと向かわせるような第三者的支援ができれば、改善できる問題も多いのであります。

心の病に伏しておられる方、また不安をお持ちの方、重度で常態化をしまっている方、抱える御家族、生活環境や病状によって対処方法はさまざまであります。主体的に相談や治療に向かえる方はまだよいのですが、それ以外の方々には、なるだけワンストップで、またそれに近い形でソーシャルワーカー的に治療改善へのマネジメントができる体制が必要だと考えます。

現在、弥富市にそういった方々を発見し、誘導する対策はあるのかどうか、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在市では、障害者総合支援法による地域生活支援事業としての相談業務、これを弥富市社会福祉協議会と契約を結んで委託しております。社会福祉協議会では、専門の相談支援員や社会福祉士が相談に乗っております。

市の現状でございますが、市の精神の障がいをお持ちの方が年々増加しているのは現状でございます。精神障害者保健福祉手帳所持者でございますけど、この方は平成21年4月1日現在で150名でしたが、平成26年4月1日現在では224名お見えになり、5年間で74名の増加

となっております。内訳としましては、1級の方が25名、2級が145名、3級が54名となっております。また、224名のうち、18歳未満の方は7名でございます。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者と一部重複いたしますが、精神通院受給者証をお持ちの方は674名おいでになりまして、男性267名、女性407名がお見えになっております。

また、今年度は障がい者計画も策定しておりますので、現在実施しておりますアンケート等の結果も参考にさせていただいて、今後の施策を考えていきたいと思っております。

また、心が疲れていらっしゃる方、誰かに話を聞いてほしい方を対象に、社会福祉協議会が主体となりまして、精神保健福祉ボランティアのきんぎょ草のグループの協力のもと、なごみの会という集まりを2カ月に1回、総合福祉センターにおいて開催しております。内容といたしましては、一緒にお茶をしながらお話をしたり、料理をつくったりしております。市の広報紙でもお知らせしております。

またその他、平成25年度には、精神保健福祉ボランティア養成講座を8月、9月で4回、精神保健福祉ボランティアのフォローアップ講座を3月に開催いたしました。ゲートキーパーとして心の病の方を見守っていく、そういったような取り組みを現在行っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、部長のほうから、さまざまな取り組み、市民を巻き込んでというか市民主体で、ボランティアも含めまして、先ほどの精神保健福祉ボランティアの養成であるとか、ゲートキーパーというものもあります。愛知県の精神保健福祉センターの窓口、あとは弁護士さん、窓口はいっぱいあるわけですよ。それを一元化というわけじゃないですけども、いろんなことで悩んでいますから、どこに振られるかわからないんですけども、これが一番困るのが、きのう、今回は質問しませんけど、学校関係のことでいいますと、小・中学校のときにもし何かのトラウマ、また何かありまして不登校になりましたと。その場合、学校がそれを把握することはできると思います。解決に向けるようになったら、いろいろ課題・問題はあるんでしょうけど、卒業してしまった後、先ほど精神科にかかっていらっしゃるというのは数値として出てきますよね。そういう方々を、いかに常態化してしまっているのを見つけるか、ここが肝心じゃないかなあと思うんです。

なぜこんなお話をさせていただくかといいますと、手前勝手な話で申しわけないんですけど、私も、5度目の質問と言いましたけれども、質問するということもありまして、我が会派でも心の健康セミナーというのを2度ほど開催させていただいて、市の職員の方にも2回とも御参加をいただいたところでございますが、そういった関係もございまして、その関係の質問、相談というのは割と多いんですね。

特に最近では、第三者から御相談をいただいて、要は長くひきこもりになっている方であ

るとか、病院にも行けず、仕事はしているけれども躁鬱に悩まされている方とか、数件、今お世話させていただいておるんですけれども、それまで数年間ひきこもりであったところにお伺いをして、初めは御紹介いただいたもんですから、すぐ市の施設であるとか、津島の保健センターの施設であるとかにつなぐというのも一つのあれかもしれませんが、もちろん社会保障制度なんかに必要なであれば御紹介するというのは議会議員としての使命でもありますけれども、とにかくその親御さんにしてみれば、何と申しますか、今の生活から要は抜け出したいとか、もしそれが子供さんであれば、ちょっとでも改善をしていきたいと。だけど、そういう前向きな行動がとれない、いわゆる常態化をしてしまっているという御家族が意外に多いんですね。

これは、本人からは言えないのはなぜかといいますと、ちょっと言葉が違うかもしれませんが、例えば体裁を気にして言えないであるとか、日々の生活で精いっぱい、そんなこと言われてられないと。そういう状況が何年も続いていくわけですよ。そうすると、世間とお付き合いというのも、すごく表面的なお付き合いになってしまってわからない。今回はたまたまそういう第三者のほうから御紹介があったもんですから、お話に行き、病院にも行っているけれども、実はお母さんがかわりに病院に行き、代理カウンセリングを受けて、薬をもらって薬を飲んでおるといった状況が続いているというのがあるんです。こういうのは結構意外と多いかもしれません。

私は相談を受けられた方のお許しを得て、できるだけ一緒に病院にまでついていきます。ですからある意味、海部地域の個人、大きな病院、全て含めまして、あらゆる精神科には行ってまいりました。市の例えば相談を受けて、これから治療に向けて、また社会的なそういう悩みを解決していくに当たって、治療していくには病院に通わなければならないんですけれども、病院というのもいろいろありまして、ここがいいとか、あそこが悪いとかいうのは、ちょっとここでは言えないんですけれども、マッチングというのが絶対あると思うんです、治療に向けてはね。

中には、一例を出しますが、ほんの5分、10分のカウンセリングで、薬を出しておきますねみたいな病院もあります。僕はちょっと待ってと。おかしいやないかと。そんなんですぐ病名がぱんと出て、薬が出て治るんですかと聞いたら、まだちょっと飲んでみやんとわからんからって。そんな話はないやろうみたいな。それが常態化する一つのものではないかなあと。

これは当局に言っても仕方ないんですけれども、ただこれから病院を勧めるとか、治療を勧めるに当たっては、1回の病院で、それが決定してしまうようなことになってしまえば、本当に一生薬を飲み続けなけりゃならないみたいなことになってしまえば、それこそ解決はしないわけですので。

また、あるところでは、30分、1時間、1時間半もずっとお話を聞きながら、その人が心を開くまでやって、最後には御家族まで、こういう接し方をしていきたいと思います、治療方法までやっていただける先生もいらっしゃる。それこそがほんまやなあと思うんですけどね。

そういうところも、現場の話というのは先ほど御紹介がありました。きんぎょ草の取り組んでいらっしゃる家族の会、また津島保健センターでも、いろいろな疾患の家族の方の会があります。先ほどのなごみの会ですね。こういうところはボランティアで運営をされておるんですけども、先ほどのゲートキーパーとか、精神保健福祉ボランティアの養成というのも大事です。だけど、一番現場で闘っていらっしゃる家族の御意見、またそれを克服された方々の御意見というのは、市としてはすごい財産じゃないですか。だから、僕はそこにこそ手厚い支援をしてあげるべきだと思うんです。

例えば家族で、病院には行けないけど、ここには行ってみたいという御家族があるんであれば、そこに定例で、例えばせつかく海南病院がありますので、精神科の先生に来ていただいて、家族としてのケアの仕方はこうだよ、病院に行くならこうだよと、専門家からいろんなアドバイスをいただければ、治療に一步踏み出せるようなものにもなるんじゃないかなと。そういうことができることが、自治体でできる支援じゃないかなあと私は思うんですけど、その辺はどうですかね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 確かに言われるとおりだと思います。支えていく方々が非常に苦しんでいらっしゃるというのは、どんな病気についても同じものだと思っております。そういったようなもののケアというものを今後考えていく必要は当然あるかと思っております。

また、先ほど出ましたゲートキーパーの件でございますけれども、これについても、正直、私もゲートキーパーの講習は受けましたけれども、今の立場になるまでは、それほど深く考えてなかったというのは確かなことでございます。講習というのは一度受けるだけではなくて、フォローアップすることも必要になってきます。それによって、今、議員の言われたいろんなことが見えてくる面もあるのかなあというふうに感じておりますので、そういったことも含めて今後考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それともう1つ、先ほど常態化している一つの原因で、皆さん、お言葉を聞いたことがあるかもしれませんが、共依存症という病気がございます。これはどうということかといいますと、もし仮に不登校なり何なりのお子様がいらっしゃって、要はその御家族の方が世話をすることを当たり前になっちゃうわけですよ。本人のことを思えば、学校へ行けるようにしたり、就職できるようにしたり、ふだんの生活ができるように治療して

あげるのが本当の支援なんだけれども、いつの間にか長く状態が続いていますと、給仕するのが当たり前になっちゃって、外的から何か提案をしてあげると、もうやめておいてよと、うちはうちでやっていくからみたいな、いわゆる世話するのが当たり前になってしまっている、共依存。一般的には共依存というのは、わかりやすい言葉で言えば、おせっかい病ですよ。要は本人のことを思って云々じゃなくて、やることで自己満足するという、ちょっと厄介な、一見は親切なんですけど、度を超すと本当に恐ろしいものです。

アルコール依存であるとか、また薬物依存であるとか、先ほどありました先天性の障がいをお持ちの御家族の家庭の家族の会などは、自立支援がある程度見込めるものであれば、その家族と当事者というのを分けて支援していくんだそうです。それは共依存というものが、本人の治癒というか、精神疾患の場合は寛解と言いますが、それを妨げるのは実は家族であつたりすると。こういうところも、家族の会であるとか、そういうボランティアの中で得られる情報でもありますので、このあたりもしっかり、可能性としてはあるわけですから、あるところに入れたからもう大丈夫というわけじゃなくて、かかわる以上は一連の一貫の施策として捉えていただいて、確実なものにしていただく。もちろん自殺も防げるし、精神疾患によって何か社会的ストレスでなった場合でも、早目に対処をすれば早目に治るじゃないですか。そういうところを具体的に形としてやっていただくことが大事かなと思います。

これは秋田県の湯沢市で、自殺であるとか、ひきこもりの対策として、行政の一つの反省文として書かれている部分があります。ちょっと読みたいと思います。

従来、行政は窓口相談に来た人に対応してきたが、窓口に来られない声なき声までは対応ができなかった。また、地域に問題が発生したときには、地域の相談員が1人で問題を抱え込み対応するということが繰り返されてきた。さらに、専門外の相談であると、対応すられない状況であった。本来、相談員は、みずからの専門外の相談であっても、まずは相談者の話に耳を傾け、適切な専門職につなげることができなくてはならないが、市内の福祉関係者の意識が縦割りの傾向にあるなど、適切な専門職へつなげていくことがうまくできずにいた。

これがまさに、今、多くの自治体で、なかなか取り組んでいても成果が上がらない、結果的に先ほど全国でこれだけの数字の方がお亡くなりになっているというふうになっているんじゃないかなと。皆さんはそれぞれの部署で一生懸命やっていたら、一つの一連の対策になってない。ここをぜひ、市長がリーダーシップで考えていただいて、本当に今市民は個々には動いているじゃないですか。それをつなげる作業こそ行政のやる仕事じゃないかな。今はありますから、津島の保健所あたり、先ほどの社会福祉協議会のきんぎょ草の中で支援をしている、なごみの会などもそうだと思いますけど、そういったところに本当に必要な支援をしていただくことが大事だなあと、そのように思います。

それと、先ほど共依存のお話をさせていただいたんですけれども、もう1つ大事な、一つの標語みたいなのがあったんで御紹介をさせていただきます。

ゲートキーパーになる人、精神保健福祉ボランティアになる人、これから何かしようかなと。この放送を聞いてかどうか知りませんが、何か役に立ちたいな。ボランティアの精神とみんな言うんですけれども、自分たちに何ができるかではないと。そうじゃなくて、当事者にとって何が必要なのかということ当事者の思いに立って考える人、これが本当のボランティアの精神であると、そういうふうな言葉もございました。ぜひそういう啓発も兼ねて行っていただきたいなと思います。

時間って何時まででしたか。

○議長（佐藤高清君） 35分。

○10番（堀岡敏喜君） もう余りないので、次の質問にさせていただきます。次というか、今の問題の締めの部分がありますので。

以上、繰り返しとなりますが、鬱・自殺対策について、その取り組みの要諦は、そうなる前の生活全般にわたる困り事、悩み事、相談体制の充実、そして市民に対して予防と早期発見のための情報の周知と啓発、更新とフォロー、相談に来られない方や常態化をしまっている方々へのアウトリーチ支援、また抱える家族の方への支援、自主的治療、社会復帰への支援など、包括的な支援体制が必要と考えます。相談窓口は幅広く、大きく、少な目に、そして対応はきめ細かく行うことが大切であります。やっとの思いで相談をされてきた方が、平静さを取り戻して問題解決に向けてぐっと視野が広がるような対応をお願いしたいと思いますが、この問題に対して市長、何か御見解をいただければ、お願いをいたしたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

今、私たち弥富市の職員、そして保育士も入れたところで、心の病というのが残念ながら数名お見えになるわけです。これはどこの職場でも、あるいは家庭の中にもそういうことがおありになるのではないかなあというふうに思っております。そういった形の中で、私ども職員におきましては、ゲートキーパーという形の中で職員を参加させ、自分たちの職場の中で、そういうような心の病に対して、いろいろの症状等がありましたら早期に対応していくということが非常に重要だろうというふうに思っております。

この辺のところの問題につきましては、副市長の大木副市長のほう皆さんの相談相手というような形の中でやっているわけでございますけれども、大きな声で話をしたり、あるいは頑張れ頑張れというような言葉じゃなくて、心静かに、どう落ちついていただくかという形で、お休みをとっていただき、そしていろんな仕事ということから一旦離れていただいて、

そういう環境というのをつくっていかなきゃいかんというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういう状況の中で、これは社会的な現象の一つの大きな現象として私はあるのではないかなあというふうに思っております。これからも、私どもとしては職員を中心として、あるいは地域の皆様方に、どのような形で啓発活動をしていったらいいかということのを常に考えながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、市長が社会現象と言われましたけれども、いろんなところでヒアリングなり意見交換をしていますと、最終的に、本当に今の希薄化している社会状況といえますか、孤立化している、責任を一部に押しつけるみたいな、そういう傾向が強い部分があったりもします。個人情報というところで、個人の一つのものというのは守られているんですけども、僕らでもそうですけど、僕は19ぐらいからひとり暮らしをしていますけど、1人になるというのは気楽なんですよ、ある意味。気楽だけど、それと同時に自立しておかないと、どんどんどんどん自分の悪い傾向性に流されちゃっていかんのですけれども、なかなか自立させるという分では、押さなあかん部分もありますけれども、それまでになるいわゆる教育、先ほど超党派の議連の方々が提案をした最初の部分ですよ、困難があっても、それに対応できる教育というのは、これは義務教育の間からでもできるようなものなんじゃないかなあ。社会構造全体から変えなければだめですよみたいなことを、津島保健所の方であるとか、保健師の方とか、社会福祉士の方と、最終的にはそんな結論になってしまうんですけど、そういったことを考えながら、でも個々の対応をしていかなきゃならない。本当に大変な作業ではあるんですけども、人一人の命ですので、ぜひ弥富としては、自殺というものに関してはあくまでもゼロを目指していただいて、取り組みを今後も強化していただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

昨年の10月よりスタートをいたしました、ささえあいセンター事業について伺ってまいります。

住民参加型の在宅福祉サービスである市のささえあいセンター事業は、介護保険の改正で要支援者のサービスが市町村に移譲されることによって拡大をする制度外サービスを行政がフォローする一環であると理解をしております。他の地域では、NPOなどが中心となって同様の事業を展開している例は多く見受けられますが、弥富市のように公が制度内サービスも制度外サービスも責任を持つモデルは余り例がなく、先進的な取り組みとして各市からも注目をされております。まずは現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 高齢者、障がい者等の介護または生活援助を受け

たい方、もしくは行いたい方を組織化し、会員相互の援助活動を支援するため、弥富市ささえあいセンターを設立し、平成25年10月に、先ほど言われましたように、事業を開始いたしております。

平成26年5月現在の会員数でございますが、利用会員が88名、そのうち70歳代、80歳代の方が64名お見えになります。一方、協力会員は84名であります。こちらは60歳代の方が約半数を占め、ホームヘルパーの資格を持った方が31名でございます。

平成25年度中の、これは半年間でございますけれども、活動内容は、清掃や調理、買い物、ゴミ出し、見守りなど1,142件で、活動時間数は1,577時間になっております。

それぞれの会員数や活動は増加し続けておりますが、課題といたしまして、利用会員の要望に対して対応できる協力会員が限定されている事態が散見されるということがございます。例えば、細かなことでございますが、調理を依頼されても、その方の望んでいる料理、これは家庭料理などが多く聞いておりますけれども、つくることが困難であったりということがあるようでございます。このあたりは事務局において、協力会員の方に料理講習や、その他援助にかかわる全般的な養成研修を実施しております、それにより解決するように努力しておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、利用者が88名で、協力者が84名で、逆転をしてしまったわけですね。これから来年、この改正の制度がスタートするに当たっては、全て制度外サービスをこのささえあいセンター事業で賄うというわけじゃないんですけれども、それを補うに当たっては、非常に重要な事業じゃないかなあと思います。そういった意味では、よく国が地域、地方へと行って、言葉には地域包括ケアシステムであるとか、地域という言葉が出てきますけど、何を指すのか。これは地域住民が意識をしていくことが非常に大事じゃないかなあと思いますので、先ほどの調理のことも、このささえあいセンターの中では通信がございまして、お互いに励まし合いながら、先ほどの調理のことやったら、一度調理実習をして次に生かしていくみたいな、大変なんだけれども、会員さんの声というのがここに載せられておるんですけれども、「〇〇さんが来てくれるのが待ち遠しい」「きれいに掃除をしてもらって、これでいつでもお客さんに来てもらえる」「話を聞いてもらってすっとした」「手伝ってもらいながら少し自分でも頑張ってみようかな」と、そういう声もあります。協力会員からは、「喜んでもらうと、またこちらもうれしくなる」「また来てと言われると、やる気になれる」「少しでも役に立っていると感じられて喜んでいる」。まさに互助・共助というものが、ここに生かされているんじゃないかなと、そのように思います。

次の質問に移りますけれども、先日、関係部署の方々と意見交換をさせていただいた際に、事業所は今、福祉センターの1カ所ではありますが、利用会員がふえていく、また協力会員

もふえていかないといけないんですが、福祉センターの1カ所ですが、行く行くは中学校区、小学校区と広がっていくのが理想ですと語っておられました。私も全く同感であります。

ただ、そのためには、周知を徹底して、利用会員、協力会員ともふやすこと、マネジメントをする人材の育成も欠かせないと思いますが、その辺は市としてはどうお考えなんでしょう、今後の展開として。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御指摘のとおり、現在は1カ所で行っているわけでございますけれども、将来的にはもう少し範囲を狭めてということは考えなきゃいけないことになるかと思えます。これは実際にもう少し会員の方が充実した段階でということにもなるかと思っておりますけれども、その範囲が、先ほど言われましたように、中学校区単位ぐらいでいいのか、また小学校区単位ぐらいになるのかといったことにつきましては、現在、ささえあいセンター自体がまだ発足して間もないというところがございます。今後の動向等も確認しながら、その辺のところは考えていかなきゃいけない内容だと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今ありましたマネジメントする人材ですよ。実際におっしゃっていたんですけど、70名、80名の組み合わせ、先ほど利用回数でも千何回というのを、今、お1人でマネジメントをされているということをお聞きしております。かなりキャパ的には厳しい状況でして、ただ、でもやりがいを持って今やっぺらっぺら。利用会員の方も、協力会員の方も、本当に楽しくされている。これが一番大事かなあと思っています。ただ、でも裏となっている事務局ですよ、ケアマネジメントをされる方、その事務を担当される方の負担というのが、今後、これから利用会員がふえていけば、絶対考えていかなきゃならないですし、先ほども言っていましたコミュニティ単位で広げていくのであれば、同時に人材育成もしていかなきゃならない。この辺のお世話を、例えば利用会員の中からボランティアで育成をしていくのかということを考えていっていただきたいなあと思っています。利用会員の内訳を見ても弥生学区が、市の福祉センターがあるもんですから多いですよ。ここから例えば栄南とか大藤というのはなかなか行くのも、その地域に利用会員がいらっぺら、協力会員がいらっぺらというのならばいいんですけれども、まだまだ広がる、これから需要が見込まれる制度でありますので、充実を図っていただきたいと思っています。

現在、協力会員になっていただいている方には、先ほど部長から説明がありましたけれども、福祉に関する資格をお持ちの方や元教師の方、電気や建築関係など技能資格をお持ちの方もおられます。その他資格でなくても得意なこと、趣味なども全て生かせるとおっしゃっておられました。また、福祉関連の経験がなくても、志さえ持っていただければ、各種の養成セミナーを受講していただいた上で安心して携われるというのもすばらしいことだと思

ます。

これに加えて提案をしたいのは、事業内容にもある通院介助等のサービスを、さきの質問でもありましたが、心の病等、通院支援ができる方を養成したり、これから需要のふえる介護事業の現場を見学や体験ができるようにしたり、このときは利用会員さんに逆に協力会員となっていて、ニートやひきこもりなどで長く就労から遠ざかっていた方の就労体験の場もできないでしょうか。コミュニティへの広がりが進めば、地域の自治会と連携をして、防犯・防災にも役立てることができると思います。

福祉の理念を決して外すことなく、さまざまなサービスを展開していくことで、先ほども申し上げました互助・共助の裾野を広げることにもつながると思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御提案の件でございますけれども、まず通院介助に関しましては、ニートやひきこもりの方に対して、そういった援助ができないか……。

○10番（堀岡敏喜君） 今後ですよ。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現状といたしましては、先ほど申し上げましたけど、まだ発足して間もないということがありまして、そこまでのことはなかなか難しいかなと思っております。

それからきのう、炭竈議員のほうの答弁ではさせていただきましたけれども、現在、生活保護ではないですけれども、生活困窮者の自立支援法というものができてくると。その中で、当然事業として、自立相談支援事業の中で就労の支援も当然必要になります。これは、いわゆる現在働けない状況の方が、将来的に生活保護のほうに至らないような形の中での支援をしていきたいといったようなこともございます。

こういったものを総合的な中で考えていきまして、その中で、このささえあいセンターというものの位置づけというものも一つ考えられるのかなあとと思いますので、よろしく願います。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いずれにしましても、今のキャパのままではちょっと幅広くという部分にはなかなかいかないと思いますので、先ほども申し上げましたが、これからコミュニティに展開をされていく、さらに互助・共助の裾野を広げる意味で、利用会員がふえる、協力会員もふえる、そういう形になったときに、いろんな声がまた市民の中からも上がってくるんじゃないでしょうかね。あくまでも、先ほど言いました要支援1・2を制度外サービスとして、それをカバーするというのが大きな役目になるのかもしれないけれども、それ以外にも、先ほど利用会員で障がいをお持ちの方も利用できると書いてありますので、ま

た市民の方からもお問い合わせがあったのは、例えば傾聴をしたいなあと、傾聴ボランティアを始めたい。社会福祉協議会のほうで養成講座を受けていただいて、指導をしっかりさせていただいて、例えば団体で登録をするということもできるというふうなこともお聞きをいたしました。今、現存するボランティアの方もたくさんおられると思いますけれども、そういったところにも協力をしていただきながら、互助・共助の裾野を広げていっていただきたい。

せっかく各市町村からも注目をされている事業ですので、これで成功したという一つの例をぜひ市としてつくっていただきたいんですけど、市長、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） このささえあいセンターにつきまして、堀岡議員からいろいろと御意見をいただくわけでございますけれども、半年間やってまいりまして、利用会員、協力会員という形の中での組織化というのは少しずつできてくる。しかし、私は事故があってはならないということが大前提にいつも、ささえあいセンターの佐藤さんには申し上げておるわけでございます。そうした形の中で、お年寄りの方をお年寄りの方が見ることが今の現状でございますので、この辺のことも少し考えていかなきゃならないということを思っております。

来年度、医療につきましても地域包括ケア、あるいは介護につきましても地域包括ケアという言葉が飛び交っております。そうした形の中で、地域の中でどのような連携を組んで医療を見ていくか、あるいは介護を見ていくかということでございます。これにつきましては、私どもも職員のほうも組織対応していかなきゃならないというふうに今思っているところでございます。医療につきましては保険年金課、あるいは介護につきましては介護高齢課というような所管があるわけですが、どうも今後はまたがってくるような問題が多々あるようにも思っております。そうした形の中で、平成27年度の4月の組織ということに対して、この医療・介護ということについてどう対応していくかということについて、一度しっかりと組織対応を考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 先ほどの自殺予防対策、相談体制もそうですし、今、市長が御答弁いただいた医療と介護というところも、さまざまな市の窓口が分かれています、一つの目的に応じては一元化をして考えていただくということが、今後、地域に、地方へというところの一つのキーワードじゃないかなあと。これは前に市長が、うちの鰯浦区の区長会で、例えば危機管理課ですか、ああいったものも一元的に考えるとおっしゃいました。確かにこういう地域ですと、防災に関しても縦割りを排して考えなきゃならないし、先ほどの自殺に関しても、また介護に関しても、いろんなところに係ってくる部分というのは、窓口を通り越し

て市全体でカバーしていくことが必要じゃないかなあとと思います。

生意気なことも言いましたけど、ぜひ住んでよかったとなる弥富には、いろんな今回のささえあいセンター事業にも、きょうテレビを見ていただいている方も、私もできるかなと、僕もできるかな、僕もと言ったら小さい子になっちゃいますけど、いろんな方の今応援が必要でございますので、あいている時間で必ずお役に立てることがあると思いますので、ぜひ登録をしていただきながら、この事業を市民全員で共有していいものにしていきたい、そのように思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時35分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

